説

論

# 信託の利用方法の再考

一商事の領域での利用から民事の 領域での信託の利用へ

# 佐 藤 勤

#### 一 はじめに

- 1 イギリスにおける信託の誕生
- イギリスからアメリカへの信託の伝播および アメリカにおける信託の発展
- 3 福祉社会の到来に対する信託の利用の拡大
- 4 民事の領域における信託の機能
- 5 本稿の目的
- 二 特別支援信託 (Special Needs Trusts)
  - 1 特別支援信託
  - (1) 特別支援信託発展の三つの段階
  - (2) 特別支援信託の定義
  - (3) 生活維持信託(support trust)の一類型としての 特別支援信託
  - 2 特別支援信託の歴史
    - 信託法の一般法理に基づく特別支援信託
       1993 年包括的財政調整法の制定前
  - (2) 1993 年包括的財政調整法の制定による自益の 特別支援信託規制の強化
  - 3 特別支援信託の設定方法と効果
  - (1) 自己設定型特別支援信託
  - (2) 合同型特別支援信託
  - (3) 第三者設定型特別支援信託
- 三 特別支援信託の法的性質
  - 1 三つの信託の融合した信託
  - 2 浪費者信託——受益者財産との倒産隔離機能
  - (1) 浪費者信託の意義

- (2) 浪費者信託の有効性
- (3) 浪費者信託のもとで差押えおよび執行可能な債権
- (4) イギリスにおける浪費者信託の有効性
- (5) 自益浪費者信託 (self-settled spendthrift trust)の有効性
- (6) 自益浪費者信託の有効性を容認する動き
- 3 生活維持信託——受託者裁量機能,受益者財産との倒産隔離機能
- (1) 生活維持信託の意義
- (2) 受託者裁量機能と裁量権行使に対する裁判所の審査
- (3) 受益者財産との倒産隔離機能
- 4 裁量信託——受託者裁量機能
- (1) 裁量信託の意義とその分類
- (2) 受益者の裁量権に対する裁判所の審査の範囲
- 四 民事の領域で信託の利用を広める場合における日本法の問題点の考察
  - 1 民事の領域で要求される重要な機能
  - 2 受益者財産との倒産隔離――浪費者条項の有効性
  - 3 受託者の信託財産交付に関する裁量権
- 五 結びに代えて

## - はじめに

#### 1 イギリスにおける信託の誕生

何世紀もの間,イギリスやアメリカにおいて,信託が,永続的で,柔軟かつ 効率的な財産管理制度であることは,疑問の余地がないと考えられている。

信託は、中世の終わり頃、イギリス封建制での主要な財産であった土地の 移転手段として誕生し、その後、特に家族間で不動産を移転する手段とし て、イギリスにおいて発展していった<sup>1)</sup>。

誕生当初,信託は,「ユース (use)」といわれ,土地の所有者が自己の子供 の利用 (use)のため,土地を友人に譲渡したことがその起源であるといわ れ,封建制度の土地所有者である国王によって課されていた負担に対する救 済手段として利用されていた<sup>2)</sup>。すなわち,信託は,13世紀,団体として も,また修道士個人としても,財産の所有を禁止されていた聖フランシスコ 修道会に,寄宿舎として土地を利用させる目的で,多くのロンドン市内の土 地が、ロンドンの区等に譲渡されたことが、その始まりといわれている<sup>3)</sup>。 その結果、15世紀になると、イギリスの土地の大部分が、ユースによって 保有されているといわれていた<sup>4)</sup>。また、ユースを用いれば、土地の保有者 は、領主の重税を回避することができるし、土地の没収(forfeiture)、寡婦産 権 (dower)<sup>5)</sup>を回避することもできる。さらに、土地の保有者は、債権者か ら、保有する土地を隔離することもできた。

このように,信託は,中世の財産制度の各種規制を回避するために誕生 し,その後,財産を自己の支配下から隔離する手段として発展したといえ る。ここで重要なことは,財産の利用者(受益者)または当初の所有者(委託 者)の財産から,特定の財産(信託財産)を隔離する手段として,信託が誕生 し,発展してきたことである。

# 2 イギリスからアメリカへの信託の伝播および アメリカにおける信託の発展

アメリカの信託制度は、現代の信託の起源となる、複雑でかつ変幻自在な エクイティ上の財産権制度が、イギリスから大西洋を越え、植民地時代のア メリカにわたってきたことが、その起源である。エクイティは、イギリスの 国王の特権との関連性から、当初、警戒心をもって見られていた。そのた め、信託制度などのエクイティの発展は、ゆっくりであった。しかし、17 世紀(1664年)には、メリーランド州では、損害賠償請求の訴えを受けるこ とをおそれた医者が、妻や子供のために、自己の財産を第三者に移転するな ど、アメリカでも、初歩的な「信託」が見られるようになった。

その後,アメリカにおいても,信託の利用がさらに広がっていった。例え ば,18世紀以前,適法な婚姻による夫のある女性は,コモン・ロー上,夫婦 一体 (unity of personality)の法理に基づき財産の取得・保有・処分,契約, 不法行為,訴訟等において法的能力をもたなかった<sup>6)</sup>。そこで,1641年,マ サチューセッツ州在住の裕福な家庭の未亡人が,夫婦一体の法理を回避し財 産を自分の息子に承継する目的で,彼女の息子の教育資金等に充当するた め,彼女の財産を夫となる男性に譲渡することが行われた<sup>7)</sup>。この取引の本 質は,夫を受託者,息子を受益者とする信託である<sup>8)</sup>。すなわち,この男性 への財産の譲渡は,再婚する前,つまり未亡人が財産を支配するための完全 権を有しているときに,息子に保護を与えることを意図して,財産を男性に 移転するものである。

このように、18世紀まで、アメリカにおいても、信託は、主として、法 の規制を回避しつつ、すなわち資産家が、財産の事実上の支配者から財産を 隔離しつつ、世代間で財産を移転する手段として、利用されてきた。このよ うな信託の利用範囲の広まりもあり、18世紀の終わり頃には、アメリカ国 内においても、信託は一般的に利用されるようになり、そのなかには訴訟に 発展するものもあった<sup>9)</sup>。

19世紀初め頃は、まだ信託関連訴訟も少なかった。しかし、この頃にな ると、民事の領域<sup>10)</sup>を中心に、信託の利用方法が急速に変化し、さらに進 化を遂げていた。例えば、家族の弱者(妻、未成年者、心身障害者など)の扶 養、およびその者自身やその者の債権者から財産を保全する方法として、浪 費者信託(spendthrift trust)が利用されるようになっていた。いくつかの例を 挙げれば、例えば、親が、夫が破産者である娘のために信託を設定すること や<sup>11)</sup>、事業経営のため債務を負担している息子の親が、息子の存命中は息 子の事業等の維持に必要な資金に対して信託財産を充当することを、息子の 死後には残余の信託財産を息子の子供(孫)に承継させることを目的として、 息子を受託者とする信託を設定すること<sup>12)</sup>などが、行われていた<sup>13)</sup>。これ らの事例は、破産者である婿や債務者である息子に財産が移転することを避 けて、財産を娘や孫に移転させる手段として、信託が利用されたのである。

すなわち,受益者の債権者から財産を隔離しつつ,信託財産を子孫等に承継する手段として信託が利用されるようになった。ここでも,財産の利用者 (受益者)または当初の所有者(委託者)の財産から,特定の財産(信託財産) を隔離するために,信託が利用されていることに注意すべきである。 20世紀になっても、アメリカでは、信託は、多様な目的で利用され続け ている。民事の領域において信託は、引き続き、相続税を最小化するための 計画的遺産処分の仕組み、永続的な遺産承継の方法、および経済的な観念の 欠けた受益者の無思慮な行動や受益者の債権者から財産を保護する方法とし て、活用されている。いずれも、債権者や相続人などから特定の財産を隔離 する手段として、信託が利用されているといえる。このような民事の領域に 加え、新たに商事の領域でも信託が活用されるようになり、例えば、財産を 隔離する信託の機能を用いて、個人、法人および国民の資産の重要な部分を 形成する投資信託、年金その他の資産を管理する仕組みとして、信託が利用 され、利用の範囲がますます拡大している。

## 3 福祉社会の到来に対する信託の利用の拡大

21世紀になると、高齢化社会、福祉社会の到来により、信託の利用範囲 は、さらに広がっていった。

アメリカ国勢調査局 (U.S. Census Bureau) の 2010 年の調査によれば, アメリ カには,約5,600 万人の心身障害をもった人々が生活をし,これはアメリカ の人口の 18.7% にあたるとされる<sup>14)</sup>。また,健常者である生産年齢人口 (21 歳以上64歳以下)の79.1% が就労しているのに対し,重度ではない心身障害 をもった生産年齢人口の41.1% しか,就労していないという調査結果もあ る<sup>15)</sup>。

一方,多くの心身障害者は、60以上の連邦や州が実施している、収入支援、医療サービス支援などの特別支援 (special needs)のための制度に頼っているのが現実である<sup>16)</sup>。そのため、2008年には、連邦政府は、心身障害をもった生産年齢人口の支援のために、約3,570億ドル、連邦予算の12%を支出しているといわれている<sup>17)</sup>。

このため,連邦予算の削減や配分方法の見直しなど,多くの要因によって, 心身障害者が健康で文化的な生活を営むための不可欠なものとして,追加の 支援制度や給付制度の拡充が叫ばれている<sup>18)</sup>。この追加支援や給付の手段と して登場した信託が,福祉型信託<sup>19)</sup>の一種である特別支援信託(special needs trust)である。すなわち,特別支援信託は,連邦政府や州政府からの支援や 給付では提供されない,またはカバーされないサービス等の購入を通じ,受 益者(心身障害者)の生活水準を高める仕組みである。特に第三者が委託者と なる特別支援信託の場合,公的機関の財源を利用せず,心身障害者の生活水 準を高める手段として,有益である。

このように、高齢化社会、福祉社会の到来を迎えるなか、民事の領域での 信託の利用の拡大が望まれるところである。我が国においても、孫などの教 育資金として祖父母などが信託銀行などに金銭を信託する「教育資金贈与信 託」<sup>20)</sup>、孫などの結婚・子育て資金として祖父母などが信託銀行などに金銭 を信託する「結婚・子育て支援信託」<sup>21)</sup>、本人の生存中は本人を受益者と し、死亡後は本人の子または配偶者などを受益者とする「遺言代用信託」<sup>22)</sup>、 障害者の生活の安定を図ることを目的としてその親族や篤志家などが信託銀 行などに金銭などの財産を信託する「特定贈与信託(特定障害者扶養信託)」<sup>23)</sup> などの民事の領域、福祉型の信託の利用が、近年、商事の領域の信託に代わ り、拡大している。

## 4 民事の領域における信託の機能

信託の発展の歴史を振り返り,民事の領域の信託において求められる機能 を整理すると,以下の七つが挙げられる。

第1に,財産の管理・運用の負担および責任から財産の所有者を解放する 機能が求められる。信託は,財産の所有者(委託者)の存命中はもちろん,そ の死後も,財産の所有者やその相続人を,財産管理の負担や責任から解放す る機能を有する。これがいわゆる「財産管理機能」<sup>24)</sup>といわれるものである。 これは,まさに信託の基本的機能といえ,法人ではなく「個人」が委託者や 受益者となることの多い民事の領域における信託の必須の機能といえる。 第2に,事業経験に乏しい配偶者や子供を保護する機能が求められる。す なわち,財産の所有者の債権者から,財産を隔離し,財産所有者の配偶者や 子供らの生活資金として,その財産を配偶者や子供らに承継する機能であ る。これは,「財産権享受の時間的転換機能」<sup>25)</sup>といわれるものである。

第3に、「財産権享受の時間的転換機能」を補完する機能として、委託者 の意思、または設定した目的に従い財産を承継させるため、財産を信託関係 人(委託者、受託者、受益者)の財産から隔離する機能も必要となる。これは、 倒産隔離機能といわれる機能である。我が国では、倒産隔離機能は、「資産 の元の所有者=移転者(オリジネーター)や実際の資産管理者の破産の脅威 から隔離され」る機能と定義される<sup>26)</sup>。後者、すなわち実際の資産管理者の 破産の脅威からの隔離は、管理対象の資産が資産管理者の名義となるが資産 管理者の財産と区別されることから、「信託財産の独立性」といわれる<sup>27)</sup>。

我が国では、一般的に、倒産隔離機能とは、委託者の債権者や受託者の債 権者からの倒産隔離を指す。しかしながら、民事の領域で信託を利用する場 合や福祉型信託では、これらの倒産機能に加え、受益者の債権者からの倒産 隔離も重要、かつ必要な機能となることは、イギリス、アメリカでの歴史を 振り返れば明らかである(以下、本稿では「受益者財産との倒産隔離機能」とい う)。具体的には、受益者により受益権の譲渡が禁止される機能や、受益者 の債権者が受益権を差押えることを禁止したり、受益権に対し執行すること が禁止される機能である。

第4に,不慮の出来事から自らを守る機能が求められる。例えば,不慮の 出来事によって,自己の財産を管理することができなくなった場合,財産を 信託しておけば,信託が継続する限り新たに後見人を選任する必要はない。 信託財産は,自ら,またはその相続人のために,管理が継続される。これ は,「意思凍結機能」<sup>28)</sup>といわれるものである。受託者は,委託者の意思で ある,委託者の設定した信託の目的を達成するために必要な行為をする義 務,すなわち信託事務遂行義務を負う。つまり,意思凍結機能は,信託事務 遂行義務を通じ,効果を発揮する,いわば信託の基本的な機能として重要に なる。

第5に,複数の財産をまとめて包括財産として,統括して管理および処 分,または移転する機能が求められる。財産所有者は,性状の異なった財産 であったとしても,管理および処分,または移転したいと考えているすべて の財産を信託すれば,複数の管理手法または契約関係を構築することなく, 効率的,かつ相反することなく,財産所有者の目的を達成することができる からである。その結果,費用の削減にもなる。この機能は,「財産権の性状 の転換機能」<sup>29)</sup>といえる。

第6に,簡便,かつ柔軟な仕組みで,財産所有者の意図,目的を実現する 機能が求められる。信託が長期にわたって存続し,かつ当初の財産所有者で ある信託の設定者が不在となることが想定される民事の領域における信託で は,経済状況や受益者の生活環境の変化により,財産の管理,または財産も しくは収益の交付について,柔軟,かつ機動的に対応できることが重要にな る。信託は,他の法的仕組みと異なり,受託者に広範な裁量権を与えること によって,柔軟に委託者の意図,目的を実現できるという利点がある。これ が,「受託者裁量機能」<sup>30)</sup>といわれる機能である。長期に及ぶ信託を想定すれ ば,この機能が委託者の意思凍結機能とともに,必須となる<sup>31)</sup>。

第7に,法律の定める相続手続など,財産の承継に必要とされる手続を回 避する機能がある。我が国では,多くの金融資産が,不可分債権として取り 扱われているため,遺産分割まで時間がかかる場合がある<sup>32)</sup>。そのような 場合にあっても,信託を利用すれば,比較的円滑に財産の承継が可能となる ことがある。

#### 5 本稿の目的

以上のように,信託は,規制を回避するための財産の移転手段として,誕 生し,イギリス封建制のもとで,国王によって課される封建的負担を回避す る手段や財産をいろいろな利害関係者から隔離する手段として,発展を遂げ ていった。その後,信託は,イギリスの法律制度とともに,アメリカに渡った。

アメリカでも、初めは、イギリスと同様、イギリスの伝統的な法律制度か ら生ずる負担や弊害を回避するために信託が利用されていた。しかし、19 世紀になると、封建社会から近代社会への社会制度の変革に伴い、信託の利 用の目的も、社会(家族)の弱者である、妻(女性)、未成年者、および心身 障害者の保護のためへと広がっていった。20世紀になると、アメリカで は、信託会社が多数設立され、信託会社などの専門機関が受託者となり、計 画的遺産処分の手段や投資の仕組みとして、信託が利用されるようになって いった。さらに、21世紀になると、アメリカでは、福祉国家の興隆が、信 託の構造や役割に対し影響を与え、その結果、福祉型信託の重要性が高ま り、特別支援信託など、新しい類型の信託の利用が広がってきている。

このように,信託の利用目的は,社会情勢の変化とともに,変質を遂げ, かつ広がっている。しかしながら,信託を利用する特徴的な意図・目的は, 多くの場合,委託者の設定した目的を達成するために(意思凍結機能,受託者 裁量機能),財産を隔離すること(倒産隔離機能)であり,どこに主眼を置くか は別として,あまり変化はない。そこで,本稿は,まずアメリカで広がりつ つある福祉型信託,そのなかでも近年,特に盛んに利用されている特別支援 信託について,その歴史,意義・効果を概観する。次に,特別支援信託の有 する特徴的機能とその法律上の根拠を考察する。最後に,我が国に同様の類 型の信託を広めるのに際して課題となる,法的問題点を論ずる。

注

- John H. Langbein, *The Contractarian Basis of the Law of Trust*, 105 Yale. L.J. 625, 632–33 (1995); Joseph A. Rosenberg, *Supplemental Needs Trusts for People with Disabilities: The Development of a Private Trust in the Public Inters*, 10 B.U. Int. L.J. 91, 98 (2000).
- 2) Austin Wakeman Scott, *The Trust as an Instrument of Law Reform*, 31 Yale L.J. 457, 457 (1922).
- 3) F. W. Maitland, The Origin of Uses, 8 Harv. L. Rev. 127, 130 (1894).

- Kenelm Edward Digby, An Introduction to History of Law of Real Property 320 (1897).
- 5) 寡婦産権とは、イングランドにおいて、婚姻により妻が夫の不動産に対して取得した権利である。この権利により妻は夫の死後、夫が死亡当時占有していた全不動産の3分の1を生涯、用益することができた(田中英夫『英米法辞典』277頁〔東京大学出版会、1991年〕)。
- 19世紀中頃以降の各州の立法、いわゆる既婚女性法(Married Women's Act)に より、妻の権利能力は、漸次拡大されていった。
- 7) Lawrence M. Friedman, A History of American Law 63 (2<sup>nd</sup> ed. 1985).
- 8) コモン・ロー上の夫婦一体の法理に基づき、夫には妻が婚姻前に有した動産と婚姻 中に取得した動産および妻の不動産から生ずる収益が帰属した。そこで、夫の管理 および処分権を制限し、妻が財産の収益を享受し、また処分することができるよう に、信託の設定が擬制されるようになった。このような仕組みは、特有財産(separate estate)または特有財産信託(separate estate trust)といわれていた。
- George Gleason Bogert & George Taylor Bogert, Trusts and Trustees §6, at 31 (3<sup>rd</sup> ed. 2007) [hereinafter Bogert].
- 10) 我が国では、信託を「商事信託」と「民事信託」とに分類することがある。これ らの用語の定義に定説はない。代表的な定義として、神田秀樹教授は、商事信託 を、「信託において受託者が果たす役割が財産の管理・保全または処分を越える場 合、あるいはそれとは異なる場合」と定義し、民事信託を「財産の管理・保全また は処分である場合」と定義している(神田秀樹「商事信託の法理について」信研22 号 50 頁〔1998 年〕)。

本稿では,相続,扶養など,民事領域で利用される信託一般を論ずることから, 神田教授に定義する「民事信託」という用語は使用しない。

- Lawrence M. Friedman, A History of American Law 251 (2<sup>nd</sup> ed. 1985).
   この信託は、受託者を両親の友人等とし、娘の夫の死亡によって、終了する。信 託終了後、信託財産は、娘に帰属する。
- 12) Ashhurst v. Given, 5 Watts & Serg. 323 (Pa., 1843).
- 13) Rosenberg, *supra* note 1, at 104.
- Matthew W. Brault, U.S. Census Bureau, Americans with Disabilities: 2010, Current Population Reports 4 (2012).

2011 年 12 月現在, 我が国の障害者数の概数は, 787 万 9 千人, 人口の約 6% といわれている(内閣府『平成 27 年版 障害者白書』33 頁〔2015 年〕)。

Brault, *supra* note 14, at 10.
 我が国では、2014年6月現在、民間企業において、34万4,852人、国・地方公共
 団体において、40万875.5人が就労している(なお、人数は、身体障害者、知的障

害者および精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者および重度 知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、 重度以外の身体障害者および知的障害者ならびに精神障害者である短時間労働者に ついては、1人を0.5人に相当するものとして、0.5カウントしている)(内閣府・前 掲注 14) 66 頁・69 頁)。

- 16) Brault, *supra* note 14, at 1.
- 17) Gina Livermore, Meghan O'Toole & David Stapleton, Federal Expenditures for Working-Age People with Disabilities in Fiscal Year 2008 (2011), www.mathematicampr.com/~/media/publications/pdfs/disablity/fedspend\_livermore\_20110608.pdf (last visited Sept. 6, 2016).
- 18) Rosenberg, *supra* note 1, at 95.
- 19) 福祉型信託には、明確な定義はない。ただし、我が国では「金銭信託や不動産の 管理(処分)信託など既存の信託業務を、高齢化社会における『福祉』という公共 目的に役立てようとするもの」とする見解(金融審議会金融分科会第2部会「中間論 点整理――平成16年改正後の信託業法の施行状況及び福祉型の信託について――」 7頁〔2007年〕)や、「財産管理能力を欠く高齢者、障害者等が受益者として想定さ れ、原則として集団的・定型的処理にはなじまず、将来とも受益者の安定した生活 の質を確保することを目的とし、財産管理が受益者の福祉的ニーズ(身上監護面の 配慮)の需要に応ずる信託」と定義する見解(新井誠『信託法〔第4版〕』489頁 〔有斐閣,2014年〕)がある。
- 20) 2013 年度税制改正において「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈 与税の非課税」が措置されたことを受けて、信託銀行等が、2013 年 4 月から取扱い を開始した商品である。

また,2015年度税制改正において,特例の対象となる教育資金の範囲に,通学定 期券代,留学渡航費などが加えられた。

教育資金贈与信託の契約数(累計)は16万234件,信託財産設定額(累計)は1 兆925億円(2016年3月末現在)となっている(信託協会「教育資金贈与信託の受 託状況」http://www.shintaku-kyokai.or.jp/news/pdf/NR280609-4.pdf [2016年8月 31日閲覧])。

21) 2015 年度税制改正において「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税 措置」が創設されたことを受けて、信託銀行等が、2015 年 4 月から取扱いを開始し た商品である。

また,2016年度税制改正において,不妊治療費用のうち薬局に支払う医薬品代, 産前産後の母親の医療費,母親の産後健診費用が特例の対象となることが明確化さ れた。

結婚・子育て支援信託の契約数(累計)は4,471件,信託財産設定額(累計)は

100 億円(2016 年 3 月末現在)となっている(信託協会「結婚・子育て支援信託に ついて」http://www.shintaku-kyokai.or.jp/news/pdf/NR280609-5.pdf [2016 年 8 月 31 日閲覧])。

- 22) 遺言代用信託の2015年度の新規受託件数は2万9,115件,2009年度からの新規受 託件数の累計は13万3,773件となっている(信託協会「遺言代用信託および相続関連 業務について」http://www.shintaku-kyokai.or.jp/news/pdf/NR280609-2.pdf [2016 年8月31日閲覧])。
- 23) 正式名称は、特定障害者扶養信託といい、一般的には「特定贈与信託」といわれている(三菱 UFJ 信託銀行編『信託の法務と実務[6 訂版]』711頁〔金融財政事情研究会、2015 年〕)。特定贈与信託の受託件数は1,479件、受託残高は348億円(2016年3月末現在)となっている(信託協会「特定贈与信託の受託状況」http://www.shintaku-kyokai.or.jp/trust/trust01\_08\_12.html〔2016 年 8 月 31 日閲覧〕)。
- 24) 新井誠教授は、このような機能を「財産の長期的管理機能」といい、さらにこの 機能は、「意思凍結機能」、「受益者連続機能」、「受託者裁量機能」、「利益分配機能」 に、細分化されるとする(新井・前掲注 19) 85 頁)。
- 25) 財産権享受の時間的転換機能は、「将来における自己・近親者・被用者(従業員)の生活に備えるなどの目的で、財産権の利益享受の時点を延期する」機能である (四宮和夫『信託法〔新版〕』28頁〔有斐閣, 1989年〕)。
- 26) 新井・前掲注 19) 103 頁, 353 頁。なお,信託財産が実体的に受託者(資産管理者)の固有財産から区別され、受託者の破産の脅威から隔離される特性を,信託財産の独立性という(四宮・前掲注 25) 181 頁)。
- 27) 能見善久『現代信託法』34頁(有斐閣, 2004年)。
- 28) 意思凍結機能は、「信託設定当時における委託者の意思を、委託者の意思能力喪失 や死亡という主観的事情(個人的事情)の変化に抗して、長期間にわたって維持す る機能」である(新井・前掲注19)86頁)。
- 29) 財産権の性状の転換機能とは、「既存の財産権がもっている性状を別のものに転換し、あるいは財産権を債務を含む包括財産に転換する」機能である(四宮・前掲注 25) 29 頁)。
- 30) 受託者裁量機能は、「受託者が幅広い裁量権を行使して、信託事務の処理をおこな うという機能」である(新井・前掲注 19) 94 頁)。
- 31) 新井教授は、排他的管理権を有する制度であることが特色である信託制度においては、広範な裁量権行使を利用した信託の利用が可能な制度とすべきであると指摘している(新井・前掲注 19) 95 頁)。

なお,我が国に,「後見制度支援信託」という商品がある。この信託は,高齢者の 生活支援を目的とする信託である。しかし,受託者に裁量権が与えられておらず, 後見人の指示(指図)によって,信託財産から生活費等が給付される信託であって, 信託の機能を活用しきれていない信託の一つである。

32) 我が国の実務では、預金名義人の死亡によって、相続人全員の同意が得られるまで、預金口座が凍結されることが多いことから、預金名義人死亡に伴って必要となる費用を確保するため、信託が利用されることがある。三菱 UFJ 信託銀行の「ずっと安心信託」が、その一例である。

# 二 特別支援信託 (Special Needs Trusts)

## 1 特別支援信託

(1) 特別支援信託発展の三つの段階

特別支援信託は、三つの段階を経て、完成された。最初は、公的支援制度 の受給資格を信託の受益者が維持することができるという判例法が確立した 段階(第1段階)である。次に、公的支援制度を補完する目的で、信託の利 用を認めることを州の立法で認めた段階(第2段階)である。最後は、公的 支援制度の受給資格に影響を与えることなく、心身障害者が自己の財産を信 託することを認めた、1993年包括的財政調整法(Omnibus Budget Reconciliation Act of 1993)の立法によって、1935年社会保障法(Social Security Act of 1935) が改正された段階(第3段階)である。

なお、多くの州法が公序 (public policy) を理由に、自益信託の設定につい ては、その設定行為が詐害行為か否かを問わず、委託者の債権者に対し信託 設定(譲渡)の効果を否定している<sup>33)</sup>。これら州法の規定は、特別の規定が ない限り、特別支援信託であっても、例外とはされない。

本稿では、特別支援信託の概要を論じた後、その誕生および発展の歴史 を、1993年包括的財政調整法制定前の第1段階と、それ以降の第2段階、 第3段階に分けて、論じる。

(2) 特別支援信託の定義

特別支援信託は、基本的な日常必需品に関する公的支援制度の受給資格を

維持しつつ,心身障害者 (disabled individuals) に対する特別支援を目的とし た,心身障害者を受益者とする信託である<sup>34)</sup>。あくまで,特別支援を受け るための財源を管理することを目的とする信託であり,特別支援となるサー ビスの提供は,受託者の他部門もしくは関連法人,または受託者以外の第三 者が提供する。

ここでいう「心身障害者」とは、身体的または精神的理由によって、働く ことができない者をいい<sup>35)</sup>、「特別支援」とは、医療および健康扶助サービ スのみではなく、それらに関連するサービスや受益者固有の環境に適合した 生活の質を維持するサービスなど、広範なサービスが含まれる<sup>36)</sup>。

特別支援信託は、連邦補足的保障所得制度(Supplemental Security Income), 公的低所得者医療扶助制度(Medicaid)その他の資力調査型給付制度(meanstested benefit program)の受給資格判定において利用可能財産(available resource) とみなされない信託であり、それがこの信託を設定する目的でもある。特別 支援信託は、心身障害者の扶養・支援を目的とする信託であることから、民 事の領域の信託で、特に福祉型の信託に分類できる。

(3) 生活維持信託 (support trust) の一類型としての特別支援信託

特別支援信託は、生活維持信託の一類型である。生活維持信託は、受託者 が受益者の教育または生活維持に必要とされる金額に相当する額の信託元本 または信託収益のみを支払う信託である<sup>37)</sup>。

生活維持信託は、受益者への給付の目的の違いによって、二つに類型化される。一つは、全般扶助型 (general support)、すなわち受益者にとって主要な、または唯一の収入として、信託元本または信託収益が交付される信託で、もう一つは、補完的扶助 (介護)型 (supplemental support [care])、すなわち利用可能な政府の給付金を利用した後において、なお必要となる金額を、信託元本または信託収益から支給する信託である<sup>38)</sup>。特別支援信託は、政府の給付金の受給後、なお必要となる特別支援に必要な金額を支給する、補完的扶助型の生活維持信託に分類される信託である。

補完的扶助型の生活維持信託の信託財産は,負担能力(need-based)を支給 基準とする資力調査型給付制度の受給資格判定において,利用可能財産とし てみなされないのに対し,全般扶助型は,利用可能財産とみなされる。した がって,全般扶助型においては,負担能力を支給基準とする政府の給付制度 の場合,その支給が停止されることがある。そのため,ほとんどの生活維持 信託は,補完的扶助型である<sup>39)</sup>。

#### 2 特別支援信託の歴史

#### (1) 信託法の一般法理に基づく特別支援信託

1993年包括的財政調整法の制定<sup>40</sup>前

1935年社会保障法が1993年包括的財政調整法によって改正される以前, 公的支援制度の受給資格判定に関して,特別支援信託に関する特別な定め<sup>41)</sup> は,存在しなかった。そのため,特に特別支援信託の受益権または信託財産 が受益者の財産の一部とみなされるか(利用可能財産となるか)否かについて は,信託法の枠組みによって,次のように考えられていた。

自益の特別支援信託の倒産隔離機能

委託者が自らを受益者として設定した自益の特別支援信託は,自益信託の 法理の適用を受け,次のように取り扱われていた。

信託法は,自益信託の設定を禁止していない。しかしながら,自益信託に ついて,多くの州は,委託者(兼受益者)の債権者が信託財産を差押えたり, 信託財産に対し執行したり<sup>42)</sup>,信託設定の効力を否定したりすることを認め る立法を行っている<sup>43)</sup>。

この場合,委託者の債権者が委託者の詐害意思を立証する必要はないか, そもそも委託者の詐害意思を要件としていない。このような制限のない州 でも,委託者が信託の撤回権(撤回権が留保された信託を撤回可能信託[revocable trust]という)または一般受益者指名権(general power of appointment)<sup>44)</sup>を留保 している場合,委託者の債権者は,信託財産を差押えたり,信託財産に対し 執行したりできる立法がなされていることがある<sup>45)</sup>。したがって,自らを 受益者とする特別支援信託を設定することはできるが,委託者,すなわち受 益者の債権者から,信託財産を隔離することはできない。

他益の特別支援信託の倒産隔離機能

他益の特別支援信託は,裁量信託,特にその一種である生活維持信託に関 する信託の法理の適用を受け,次のように取り扱われていた。

裁量信託 (discretionary trust) の受益権は,財産ではなく,単なる期待権に すぎないとされていた<sup>46)</sup>。すなわち,受益者は,執行可能な権利を保有せ ず,受託者が,裁量によって,信託財産を交付することが最善であると判断 したときに限り,信託財産の交付が行われるにすぎない<sup>47)</sup>。このため,裁 量信託の信託財産は,一般的に,受益者の財産とみなされない<sup>48)</sup>。したがっ て,受託者に裁量権濫用がない限り,受益者,受益権の譲受人,および受益 者の債権者は,受託者に対して信託財産の交付を強制することができないと されていた<sup>49)</sup>。ただし,裁量信託においては,浪費者条項などの特段の定 めのない限り,裁量権の広狭にかかわらず,受益権の譲渡や差押えは,禁止 されていない<sup>50)</sup>。

公的支援制度の受給資格判定においても、裁量信託の受益権は受益者の財 産とみなされていなかったことから、裁量信託の信託財産は利用可能財産と みなされなかった<sup>51)</sup>。ここでの裁量信託は、受託者が信託財産を交付する ときに行使される裁量権に関し遵守すべき基準が明示されていない裁量信託 を前提にしている<sup>52)</sup>。このような裁量信託は、純粋裁量信託 (pure discretionary trust) といわれ<sup>53)</sup>、より厳格な運用がなされていたようである。

しかしながら、委託者は、受託者に裁量権を与える信託であっても、受託 者の裁量権について、裁量権の基準などを明らかにするなど、一定の制限を 加えるのが、一般的である。すなわち、アメリカでは、特に、税金の関係か ら、「受益者の健康、教育、支援および扶助のため (for the purposes of her health, education, support and maintenance)」という基準によって、受託者の裁量権を 制限する信託が多い<sup>54)</sup>。このような信託は、生活維持信託といわれ、受託 者の裁量権は制限されているが、裁量信託の一種と捉えられている<sup>55)</sup>。こ の生活維持信託が、特別支援信託の原型となっている。

ところで,生活維持信託は,特段の定めがなくとも,受益権の譲渡が禁止 され,受益者の債権者による差押えや強制執行が禁止される信託である。す なわち生活維持信託は,浪費者信託の性質を有する信託である。ただし,浪 費者信託と異なり,生活維持信託の受益者財産との倒産隔離機能は,委託者 の意思から推定されるものであって,生活維持信託の受益権の本源的な性質 となっている<sup>56)</sup>。したがって,この機能は,生活維持という目的の範囲内 に限り,生ずるとされる<sup>57)</sup>。

公的支援制度における受給資格判定

信託法で取扱いが明らかではなかった,自益信託の受益権に関する公的支援制度の受給資格判定の取扱いについて,1993年包括的財政調整法制定前の1935年社会保障法は、次のように定めていた。まず、遺言以外によって設定される撤回不能生前信託(irrevocable inter-vivos trust)の信託財産は、交付され、受益者に帰属した財産のみが、利用可能財産とみなされ、他方、遺言以外によって設定される撤回可能生前信託(revocable inter-vivos trust)の信託財産は、受益者の利用可能財産とみなされる旨を明らかにしている<sup>58)</sup>。

生活維持信託(他益を前提とする)は、受託者に対し、受益者の生活を維持 するために必要な金額相当額の限度内で、信託財産の交付を指示できるとさ れていることから<sup>59)</sup>、当初、生活支援制度の受給資格判定において信託財 産は受益者の利用可能財産とみなされていた<sup>60)</sup>。その後、信託財産の利用 目的が、生活維持(全般扶助型)か、または公的支援制度の補完(補完的扶助型) かによって、信託財産が受益者の利用可能財産とみなされるか否か、異なる と考えられるようになった。

まず、全般扶助型の生活維持信託の場合には、公的支援制度の受給資格判

67

定において,信託財産は利用可能財産とみなされる。全般扶助型の生活維持 信託の場合,生活維持の費用は,生活維持信託によって賄われるべきである ことから,公的機関は,公的支援制度によって賄われた費用について,信託 財産(または受益者)に求償できるとされていた<sup>(1)</sup>。一方,補完的扶助型の生 活維持信託の場合,信託財産は,公的支援制度の給付を受けた後において も,なお受益者の生活維持に不足する金額に限り,受託者がその裁量をもっ て,信託財産を交付するのであるから,信託財産は利用可能財産とみなされ ないとされた<sup>(2)</sup>。特別支援信託は,後者の補完的扶助型の生活維持信託に 分類される信託であり,後者の法理の適用を受けるものと考える。

このように受託者の交付権限の裁量範囲を基準に,信託財産が利用可能財 産であるかを決定する考え方に対し,連邦政府の社会保障局 (Social Security Administration) (以下「社会保障局」という)が定めるガイドラインの規定<sup>63)</sup>を根 拠に,受益者の信託財産の利用権 (access)が制限されているか,すなわち公 的支援制度によって賄われる部分については信託財産の交付が制限されてい るか否かによって,判断すべきであるという指摘がある<sup>64)</sup>。この指摘に従 えば,信託を「裁量信託」,「生活維持信託」など,信託条項の解釈によっ て,信託を分類する必要はなくなる。

なお、1985年連結国家予算削減一括法 (Consolidated Omnibus Budget Reduction Act of 1985)は、1935年社会保障法を改正し、自益信託<sup>65)</sup>について、受 託者の裁量によって受益者に交付できる信託財産の最大金額を利用可能財産 とみなす旨を定めた<sup>66)</sup>。つまり利用可能財産となるかの基礎は、受託者の 裁量権であるが、実態としては、信託財産に関する受益者の利用権に着目し て、利用可能財産となるかが判断されることになる。ただし、この定めは、 その後、1993年包括的財政調整法によって、削除された。

以上のように、受託者または受益者の権利・権限の内容を明らかにするこ とによって、「利用可能財産」であるか否かを確定する考え方に対し、近年 では、さらに、信託設定者の意図を明らかにし、信託財産が「利用可能財産」 であるか否かを確定しようとする見解が唱えられるようになった。これは、 (i)委託者の信託設定の意図が、生活維持を目的とするものなのか、公的支援制度の補完なのか、(ii)受託者の信託財産の交付権限に課された制限が、 連邦や州の公的支援制度の法のもと、「利用可能財産」とみなされないこと を意図したものなのか、という二つの観点によって、信託財産が「利用可能 財産」であるかを判断する見解である<sup>67)</sup>。

いずれにしても、公的支援制度を補完することを目的として自益の生活支援信託または特別支援信託を設定すれば、自己の財産を減少させることが可能となることから、このような信託を設定して、公的支援制度の受給資格を取得することが、広く行われていた。このような信託は、公的低所得者医療扶助認定信託(Medicaid Qualifying Trusts: MQT)として、知られていた<sup>68)</sup>。

④ 自益信託濫用規制を目的とした 1985 年連結国家予算削減一括法の制定 このような自益信託制度の濫用を問題視した議会は、1985 年連結国家予 算削減一括法によって、1935 年社会保障法を改正し、自益信託の信託財産 は受益者に交付されているか否かにかかわらず、受益者の利用可能財産とみ なす旨の規定<sup>69)</sup>を設けた。

しかし,1985年連結国家予算削減一括法による改正は,受託者に信託財 産の交付に関して裁量権のない自益信託について抜け道を残していた。つま り,信託財産の交付について受託者に裁量権がない場合,または交付される 信託財産の価額が社会保障局の定めるガイドライン以下である場合,新設さ れた規定の適用が排除されていたことから,信託財産は,公的支援制度の受 給資格の判定において,利用可能財産とはみなされないこととなった<sup>70)</sup>。こ の抜け道は,1993年包括的財政調整法によって,塞がれることになる。

(2) 1993年包括的財政調整法の制定による自益の特別支援信託規制の強化

1993年包括的財政調整法は、公的支援制度の受給資格を維持しながら財産を保持し続ける手段として、信託を利用することを制限する意図により、 立法された<sup>71)</sup>。1993年包括的財政調整法の立法によって、ほとんどすべて の自益信託の信託財産は、公的支援制度の受給資格の判定において、信託の 受益者の利用可能財産とみなされることになった<sup>72)</sup>。

しかしながら、心身障害者は基本的な医療サービス以上の医療サービスが 必要であるという議会の認識から<sup>73)</sup>, 1993 年包括的財政調整法は、人身被 害 (personal injury) や医療過誤などによる損害賠償金を受領した心身障害者 が<sup>74)</sup>, 自らを受益者として、その金銭を信託した場合に限り、公的支援制 度の受給資格判定において、信託財産を受益者の利用可能財産とみなさない 旨を定めた。

この法の規定は、あくまで、公的支援制度の受給資格判定における利用可 能財産の算定の特則を定めたにすぎない。つまり、1993年包括的財政調整 法によって改正された 1935年社会保障法(以下「1993年改正後社会保障法」とい う)は、心身障害者に対する財政支援に民間資金を導入するため、自益信託 の特例として、自己設定型特別支援信託(self-settled special needs trust)と向同型特別支援信託(pooled special needs trust)とい う二つの形態の特別支援信託を許容したのである<sup>75)</sup>。

これまでも、特別支援信託は、① 心身障害者が受け取った損害賠償金や 遺産などの一時金が拠出されて設定される場合(自益型)と、② 心身障害を もった子供のために、その両親が、計画的遺産処分(estate planning)の手段 として設定する場合(他益型)があった<sup>76)</sup>。この利用形態の相違は特別支援 信託の設定方法の違いにすぎなかった。しかし、1993年改正後社会保障法 によって、自益型と他益型とは、公的支援制度の受給資格の判定に際して、 利用可能財産とみなされないための要件が異なることになった。

具体的には、①のように、心身障害者の資金をもって特別支援信託を設定 する場合、心身障害者の資金が拠出され、その心身障害者を受益者として、 特別支援信託が設定される。このような特別支援信託のうち、1993 年改正後 社会保障法の定める要件<sup>77)</sup>を充足したものは、自己設定型特別支援信託とい われる。なお、本稿において、self-settledの訳語を、「自益」とせず、「自己 設定」としたのは、1993 年改正後社会保障法の自己設定型特別支援信託の要 件のうち,信託設定者(委託者)の要件が,資金拠出者である心身障害者(受益者)を含まず,我が国の一般的な「自益」の意味と異なることから,それ と区別するため,「自己設定」という訳語を使用した。

自己設定型特別支援信託の信託財産は、1993年改正後社会保障法によっ て、公的支援制度の受給資格判定に際し、利用可能財産とはみなされない。 心身障害者の資金をもって、特別支援信託を設定する場合、拠出された資金 を合同で運用することも可能であり、このうち、1993年改正後社会保障法 の要件<sup>78)</sup>を充足したものが、合同型特別支援信託である。

②のように、心身障害者以外の第三者の資金をもって、特別支援信託を設 定する場合、心身障害者以外の第三者、一般に、両親、祖父母、または兄弟 が委託者となり、資金を拠出し、特別支援信託が設定される<sup>79)</sup>。このような 特別支援信託は、第三者設定型特別支援信託(third-party special needs trust)と いわれている。第三者設定型特別支援信託は、1993年改正後社会保障法が 特段の定めをしていない特別支援信託である。

1993 年改正後社会保障法が特段の定めを置いていないことから,第三者 設定型特別支援信託の信託財産が公的支援制度の受給資格判定において利用 可能財産から除外されることが判例などによって確認されるまで,信託財産 が利用可能財産に加算されことを避けるため,両親らは,心身障害をもった 子供を計画的遺産処分 (estate planning)の対象から除外していた<sup>80)</sup>。

なお、アメリカでは、特別支援信託は、補完的支援信託 (supplemental needs trust) ともいわれている<sup>81)</sup>。ただし、社会保障局は、自己設定型特別支援信 託と合同型特別支援信託のみを特別支援信託といい<sup>82)</sup>、実務家は、自己設 定型特別支援信託と合同型特別支援信託を特別支援信託,第三者設定型特別 支援信託を補完的支援信託といい、1993 年改正後社会保障法の要件を充足 した信託か否かによって、区別している<sup>83)</sup>。本稿においては、便宜上、原 則として、自己設定型特別支援信託,合同型特別支援信託,および第三者設 定型特別支援信託の三つの信託を、特別支援信託という。

以下では、特別なこれら三つの特別支援信託について、1993年改正後社

71

会保障法の定める要件を含め、詳細に検討する。

## 3 特別支援信託の設定方法と効果

#### (1) 自己設定型特別支援信託

自己設定型特別支援信託は、65歳以下の心身障害者の財産をもって、心 身障害者以外の第三者、例えば、親、祖父母もしくは法定後見人 (legal guardian)、または裁判所が、心身障害者を受益者として、設定する信託である<sup>84)</sup>。

心身障害者が行為能力 (legally competent) を有し,かつ自己設定型特別支 援信託を設定する意思をもった両親や祖父母がいれば,裁判所の命令がなく とも,その両親らによって,自己設定型特別支援信託を設定することは可能 である。ただし,両親らが信託の設定者となる場合,それらの者は,心身障 害者の財産について行為する法的権限 (legal authority) をもっていなければ ならない。この法的権限は,独立性を有し,かつ代理権限など代理関係に基 づくものであってはならない。例えば,代理権限によって信託を設定する場 合,その設定行為は,代理人の行為を通じ,本人に帰属するからである<sup>85)</sup>。 このような法的権限を両親らがもっていなければ,両親らが自己の資金を もって,まず少額で信託を設定し,その後,心身障害者が追加の信託を行う ことによって,自己設定型特別支援信託を成立させる<sup>86)</sup>。このような形式 を取らなければならない理由は明らかではないが,あくまで信託としては, 他益信託の形式を維持したかったのではなかろうか。

一方,心身障害者が行為能力を有するが,両親らが健在でない場合に自己 設定型特別支援信託を設定するには,裁判所の命令が必要となる。他方,心 身障害者が意思能力を欠く(mental incapacity)場合には,両親らが健在であ るか否かにかかわらず,裁判所の命令がなければ,自己設定型特別支援信託 を設定することはできない<sup>87)</sup>。

さらに,自己設定型特別支援信託の受益者は,1993年改正後社会保障法の定義する心身障害者でなければならず<sup>88)</sup>,かつ受益者である心身障害者

72

の死後,信託財産が州の公的低所得者医療扶助制度機関に支払われる旨の定 め(以下「ペイバック(payback)条項」という)がなければならない<sup>89)</sup>。すなわ ち,州は,生活資金を一時的に立て替えているにすぎず,心身障害者の死亡 後,信託財産から求償を受ける権利を有しているといえる。

なお,1993年改正後社会保障法は,信託が撤回可能であるか否かにかかわ らず,自己設定型特別支援信託であることを許容している。しかしながら, 社会保障局は,受益者が撤回権,終了権または信託財産の交付に関する指図 権を留保している場合には,事実上,受益者が信託財産を支配,すなわち受 益者の意思をもって信託財産を利用できることから,撤回不能信託 (irrevocable trust)<sup>90)</sup>であることを求めている<sup>91)</sup>。つまり,ここでも,信託法の一般原 則は維持されている。

#### (2) 合同型特別支援信託

合同型特別支援信託は、心身障害者の財産をもって、心身障害者を受益者 として設定され、非営利法人を受託者とする合同運用の信託である<sup>92)</sup>。合 同型特別支援信託では、信託財産は各心身障害者のため分別して管理される が、その運用は、受託者の指名する金融機関が合同して行う。この場合、信 託財産の運用を行う金融機関は、共同受託者となるか、受託者である非営利 法人から運用権限の委託を受けるかして、信託財産の運用を行う<sup>93)</sup>。

自己設定型特別支援信託と異なり,合同型特別支援信託は,心身障害者以 外の第三者,例えば,親,祖父母もしくは法定後見人,または裁判所に加 え,心身障害者自身によっても設定することができる。心身障害者が,合同 型特別支援信託を設定するには,その者が,信託に拠出する財産に関して, 法的権限を有しなければならない<sup>94)</sup>。心身障害者以外の第三者(除く裁判所) が信託の設定者となる場合,それらの者は,心身障害者の財産に関して法的 権限をもっていなければならない<sup>95)</sup>。法的権限の解釈は,自己設定型特別 支援信託と同じであるが,合同型特別支援信託の場合,心身障害者自らも 委託者となることができることから,事実上,代理権限でも構わないことに なる。

受益者の範囲は、自己設定型特別支援信託が受益者となる心身障害者の年 齢を65歳以下と制限しているのと異なり、特に年齢での制限は行っていな い<sup>96)</sup>。ただし、65歳以下の心身障害者を受益者とする場合、市場価格以下 で財産を信託したとき、公的支援制度の受給資格判定において、信託財産が 利用可能財産とみなされることがある<sup>97)</sup>。

合同型特別支援信託の(いわゆるマザー・ファンド)の受託者は、非営利法人 に限定される。合同型特別支援信託は、「マスター・トラスト (master trust)」 ともいわれる。心身障害者は、このマスター・トラスト内に設けられた口座 を通じて、合同型特別支援信託に追加信託をする形で、合同型特別支援信託 を利用することになる<sup>98)</sup>。

なお,1993年改正後社会保障法は,信託が撤回可能であるか否かにかか わらず,合同型特別支援信託であることを許容している。しかしながら,社 会保障局は,自己設定型特別支援信託と同様の理由から,撤回不能信託であ ることを求めている<sup>99)</sup>。

合同型特別支援信託には、受益者である心身障害者の死後に残された信託 財産が他の受益者に交付される旨の定めか<sup>100)</sup>,またはペイバック条項が必 要とされる。このため、合同型特別支援信託は、心身障害者の家族が選任す べき受託者を見つけることができない場合、専門の受託者を雇うことができ ない場合、または心身障害者の家族が、残余財産が州の公的低所得者医療扶 助制度機関に支払われるより、他の心身障害者に交付されることを望む場合 に、利用される<sup>101)</sup>。

(3) 第三者設定型特別支援信託

両親らが,心身障害者である子供に,遺言などによって,直接,財産を移 転した場合,その財産は,公的支援制度の受給資格判定に際し,利用可能財 産とみなされる。しかし,その財産をもって,信託を設定すれば,移転した 財産を利用可能財産とみなされないようにすることができる。このため,第 三者設定型特別支援信託が利用される。

第三者設定型特別支援信託は,通常,心身障害者の両親,祖父母,または 後見人によって,生前信託または遺言信託として設定される<sup>102)</sup>。生前信託 として設定される場合,心身障害者の両親または祖父母が,自らの財産を もって,信託を設定し,彼らが亡くなる以前から,信託としての機能が生じ ている。

第三者設定型特別支援信託は,1993年改正後社会保障法が特別な要件を 定めた信託ではない。そこで,判例や信託法によって,信託財産が利用可能 財産とみなされないことが明らかになっている補完扶助型の生活維持信託の 仕組みが利用されている。

第三者設定型特別支援信託の信託財産が、公的支援制度の受給資格の判定 において利用可能財産とみなされないためには、心身障害者(受益者)が信 託を解除する権限や信託財産の利用について指示(指図)をする権限を有し ないことが必要となる<sup>103)</sup>。委託者に撤回権が留保された場合には、委託者 の撤回権の行使によって、信託財産が委託者に返還されることになる。この ような理由から、撤回可能信託の場合には、委託者の利用可能財産とみなさ れる<sup>104)</sup>。したがって、第三者設定型特別支援信託は、一般的に、撤回不能 生前信託、または遺言によって、設定される<sup>105)</sup>。

第三者設定型特別支援信託は,1993年改正後社会保障法が特別な要件を 定めた信託でないことから,受益者となる心身障害者の年齢や信託の設定者 に制限がなく,また自己設定型特別支援信託や合同型特別支援信託において 要件とされているペイバック条項を設ける必要がない<sup>106)</sup>。したがって,信 託設定者は,その心身障害者の兄弟のような残余者を,受益者である心身障 害者が亡くなった後の残余財産の帰属権利者に指定することができる<sup>107)</sup>。 また,運用の効率化を目的として,合同型特別支援信託のように,信託財産 を合同して運用することも可能である。

このように,第三者設定型特別支援信託は,自己設定型特別支援信託より,柔軟性がある。ただし,第三者設定型特別支援信託は,政府の支援の資

格を維持するため,契約書の起草や信託の管理において,多くの複雑さがあ るといわれている<sup>108)</sup>。

注

- 33) Restatement (Second) of Trusts § 156 cmt. b (1959).
- 34) Kemp C. Scale & Linda M. Anderson, Special Needs Trusts: Practical Tips for Avoiding Common Pitfalls, 74 Pa. B. Ass'n Q. 169, 170 (2003).
- 35) 42 U.S.C. § 1382c(a) (3) (A) (2015).
- 36) Kristen Lewis Denzinger, Financial Planning: Special Needs Trusts, Solo, Small Firm and General Practice Division, Feb. 2005, http://www.americanbar.org/ content/newsletter/publications/law\_trends\_news\_practice\_area\_e\_newsletter\_ home/0501\_estate\_financialplanning.html (last visited Sept. 6, 2016).
- 37) 第2次信託法リステートメント (Restatement (Second) of Trusts) は、受託者が 受益者の教育または生活維持に必要とされる金額の収益または元本のみを支払う信 託と定義している (*id.* §154)。
- 38) Zeoli v. Commissioner of Social Services, 425 A.2d 553 (1979).
- 39) Denzinger, *supra* note 36, http://www.americanbar.org/content/newsletter/ publications/law\_trends\_news\_practice\_area\_e\_newsletter\_home/0501\_estate\_ financialplanning.html (last visited Sept. 6, 2016).
- 40) Pub. L. No. 103-66, 107 stat. 312 (codified as amended at 42 U.S.C. § 1369p).
- Prior to be added 42 U.S.C. § 1396a(k) by Consolidated Omnibus Budget Reduction Act 1985.
- 42) このような立法のなされている州は, Bogert, supra note 9, § 211, n. 12 を参照。
- 43) このような立法のなされている州は, id. § 211, n. 13 を参照。
- 44) いずれかの者に受益権を付与することのできる権限。
- 45) このような立法のなされている州は, *id.* § 211, nn. 14 & 15 を参照。
- 46) 我が国の信託法は、「信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって 信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債 権(以下「受益債権」という。)及びこれを確保するためにこの法律の規定に基づい て受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利」と定義し(信託 2条2項7号)、受託者に対する債権の性質を有することを明らかにしている。

なお,信託の受益権はよく株式会社の株式(株主権)にたとえられる。株式の場合,株式の権利として,剰余金配当請求権(会社453条)がある。この剰余金配当 請求権は,具体的な金銭支払請求権ではなく,株式に不可分に包含されている抽象 的な権利と解されている(北沢正啓『会社法〔第3版〕]552頁〔青林書院,1993 年〕)。信託の受益債権も,少なくとも信託財産の交付に関する具体的な定め(金額 または算定式,および時期)のない限り,受託者が信託事務で信託財産の交付を決定 しない限り,具体的な金銭支払債務ではなく,抽象的な権利と解すべきと考える。

- 47) In re Carlisle, 498 N.W.2d 260, 264 (Minn. App. 1993); Restatement (Second) of Trusts § 128 cmt. d (1959).
- 48) Randy Drewett, Elder Law: SNTS in a UTC Environment: Is Third-Party Disability Planning at Risk?, 71 Tex. B.j. 114, 116–117 (2008); Bogert, supra note 9, § 228, at 575.
- 3 Austin Wakeman Scott, William Franklin Fratcher & Mark L. Ascher, Scott and Ascer on Trusts § 15.3, at 935 (5<sup>th</sup> ed. 2015) [hereinafter Scott].
- 50) 3 Scott, *supra* note 49, § 15.3, at 937–38; Bogert, *supra* note 9, § 228, at 571; Restatement (Third) of Trusts § 60 & cmts. a, b, c (2003).
- 51) Bogert, supra note 9, § 228, at 575.
- 52) Id. § 228, at 563.
- 53) 第3次信託法リステートメント(Restatement (Third) of Trusts)は、裁量信託 を、受託者の裁量権限の行使を制限または指針となる基準を明示するか否かにかか わらないことを明らかにしている(*id.* §50 gen'l cmt. (a))。
- 54) 3 Scott, *supra* note 49, § 15.3, at 937.
- 55) Restatement (Third) of Trusts § 60, Reporter's Notes on cmt. a (2003).
- 56) 3 Scott, *supra* note 49, § 15.3.2, at 949.
- 57) Bogert, *supra* note 9, § 229, at 584; 3 Scott, *supra* note 49, § 15.3.2, at 947; Restatement (Second) of Trusts § 154 cmt. e (1959).
- 58) 42 U.S.C. § 1382b(e)(3) (2016). なお,この規定は、1999 年に制定された(Foster Care Independence Act of 1999, Pub. L. No. 169, § 205, 113 Stat. 1822, 1833 [1999])。
- 59) Restatement (Second) of Trusts §§ 128 cmt. e, 154 (1959).
- 60) Chenot v. Bordeleau, 561 A.2d 891, 893 (R.I. 1989); Restatement (Second) of Trusts § 154 (1959).
- 61) Id. §157 cmt. d.
- 62) Bogert, supra note 9, § 229, at 594.
- 63) Program Operations Manual System (POMS), SI 01120.105 a.2 (October 1981).
- 64) Alabama Medicaid Agency v. Mary Primo, 579 So. 2d 1355, 1356 (Ala. Civ. App. 1991).
- 65) この規定は、自益の裁量信託、およびそれに類する仕組み(「公的低所得者医療扶助認定信託」)に適用される(42 U.S.C. § 1396a(k)(2) [prior to deleted by Omnibus Budget Reconciliation Act 1993])。
- 66) Id. § 1396a(k) (prior to deleted by Omnibus Budget Reconciliation Act 1993).

- 67) Zeoli v. Commissioner of Social Services, 425 A.2d 553, 556 (1979).
- 68) 本来であれば、このような信託は、公的支援制度の受給資格判定に際し、不適格 とされるべきであるとして、このような用語の使用は、誤っているとする指摘があ る (Daryl L. Gordon, Special Needs Trust, 15 Quinn. Prob. Law. Jour. 121, 124 [2000])。
- 69) 42 U.S.C. §1396a(k)の追加。
- 70) Id. §1396a(k)は、受託者が信託財産の交付権限を有する場合を前提とし、かつ信託の利用可能財産をその権限行使の結果の最大金額とみなすと定めていることから、このような抜け道が残されることとなった。

なお, Clifton B. Kruse, Jr., Self-Settled Trusts Following OBRA 1993, 82 PA Bar Assn. Quarterly 16, 20 (Jan, 2011).

- Ira Stewart Wiesner, OBRA '93 and Medicaid: Asset Transfers, Trust Availability, and Estate Recovery Statutory Analysis in Context, 47 West's Sec. Rep. Srvc. 757, 771 (May, 1995).
- 72) Jennifer Field, Special Needs Trusts: Providing for Disabled Children without Sacrificing Public Benefits, 24 J. Juv. L. 79, 86 (2003/2004).
- Clifton B. Kruse Jr., OBRA '93 Disability Trusts—A Status Report, 10 Prob. & Prop. 15, 15 (May/June, 1996).
- 74) 税法上は、非課税所得とされている(I.R.C. §104(a)(2) [2016])。
- 75) Katherine B. McCoy, *The Growing Need for Third-Party Special Needs Trust Reform*, 65 Case. W. Res. 461, 465 (2010).
- Patricia Tobin, 20/20 Foresight: Planning Ahead for Special Needs Trusts, 11 Prob. & Prop. 56, 58 (May/June, 1997).
- 77) 42 U.S.C. § 1396p(d)(4)(A) (2015).
- 78) *Id.* § 1396p(d)(4)(C).
- 79) In re Escher, 407 N.Y.S.2d 106 (Sur. Ct. Bronx Co. 1978), Aff'd, 426 N.Y.S.2d 1008 (N.Y. App. Div. 1980), aff'd, 420 N.E.2d 91 (1981).
- 80) Rosenberg, *supra* note 1, at 95.
- 81) Bernard A. Krooks & Andrew Hook, What Attorneys Needs to Know About Special Needs Trusts, ALI-ABA Est. Plan. Course Materials J., Oct. 2005, at 7, http:// files.ali-aba.org/thumbs/datastorage/lacidoirep/articles/EPCMJ\_EPCMJ0510-KROOK\_thumb.pdf (last visited Sept. 6, 2016).
- 82) Program Operations Manual System (POMS), SI 01120.199 B.
- 83) Krooks & Hook, *supra* note 81.Program Operations Manual System (POMS), SI 01120.200 B.13.
- 84) 42 U.S.C. § 1396p(d)(4)(A) (2015).

- 85) Program Operations Manual System (POMS), SI 01120.203 B.1.g.
- 86) Id. SI 01120.203 B.1.g.
- Anthony J. Enea, *The ABC'S of SNTS (Special Needs Trusts)*, 35 Westchester B.J. 25, 28 (Spring/Summer, 2008).
- 88) 42 U.S.C. § 1382c(a) (3) (A), (C) (2015).
- 89) *Id.* § 1396p(d)(4)(A). このため、ペイ・バック信託 (Pay-Back Trust) ともいわれる (Kruse Jr., *supra* note 73, at 15)。
- 90) 撤回不能信託とは、信託の設定者(委託者)がいったん信託として効力が発生した後に自由にその撤回または修正を行う権利を留保している信託をいう。なお、自己設定型特別支援信託の場合、受益者が設定者(委託者)となる。
- 91) Program Operations Manual System (POMS), SI 01120.203 C.2.a.
  - なお,1999年によって改正された1935年社会保障法は、自益の撤回可能信託の 信託財産(受益権)は、受益者の利用可能財産とみなす旨の定めがなされた(42 U.S.C. §1382b(e)(3)[2016])。しかし、この規定は、自己設定型特別支援信託には 適用されない(*id.* §1382b(e)(5))。
- 92) Id. § 1396p(d)(4)(C).
- 93) 例えば、アメリカ最大の合同型特別支援信託の受託者である、非営利法人の NYSARC, Inc. が設定する合同型特別支援信託(3種類のファンドがある)の場合、 NYSARC, Inc. の指名する JP モルガン・チェイス銀行(JP Morgan Chase Bank) が、共同受託者として、資産運用を行っている。そのポートフォリオは、2014 年末 時点で、総額約3,100万ドルの資産を有し、うち750万ドルを債券運用、2,200万ド ルを株式運用とするものである(NYSARC, Combining Financial Statements as of December 31, 2014 Together with Independent Auditor's Report [2014])。
- 94) Program Operations Manual System (POMS), SI 01120.203 B.2.f.
- 95) Id. SI 01120.203 B.2.f.
- 96) 州が年齢制限できるかについて、争いがある。なお、近年、第3控訴裁判所は、
   42 U.S.C. §1396p(d)(4)(C)が強行規定であると解し、州の法令は連邦法に違反し、
   無効であるとした(Lewis v. Alexander, 685 F.3d 325 [3d Cir. 2012])。
- 97) Program Operations Manual System (POMS), SI 01150.121 A.3.
- 98) Id. SI 01120.203 B.2.a.
- 99) Id. SI 01120.203 C.2.a.
- 100) この場合, ペイ・ツー信託 (Pay-To Trust) といわれる (Kruse Jr., *supra* note 73, at 15)。
- 101) Jennifer Brannan, Third-Party Special Needs Trusts: Dead or Alive in a Uniform Trust Cord World, 16 Tex. Wesleyan L. Rev. 249, 252 (2010).

- 102) Id. at 252.
- 103) Program Operations Manual System (POMS), SI 01120.200 D.2.
- 104) Id. SI 01120.200 D.1.b.
- 105) Taryn D. Walker, Congress or the Social Security Administration: Who Defines a Special Need Trust?, 48 Wake Forest L. Rev. 1055, 1064 (2013).
- 106) 42 U.S.C. § 1396p(d)(4)(A) (2015).
- 107) Anderson, *supra* note 34, at 171.
- 108) McCoy, supra note 75, at 468.

# 三 特別支援信託の法的性質

## 1 三つの信託の融合した信託

特別支援信託は、すでに述べたとおり、基本的な日常必需品に関する公的 支援制度の受給資格を維持しつつ、心身障害者に対する特別支援を目的とし た、心身障害者を受益者とする信託であり、生活維持信託 (support trust)、浪 費者信託および裁量信託の性質を有する、家族信託 (family trusts)の一つで ある<sup>109)</sup>。

なお,社会保障局は,特別支援信託について,浪費者条項が含まれること を求めている<sup>110)</sup>。ただし,特別支援信託のもととなった生活維持信託は, 浪費者条項がなくとも,浪費者信託と同様の機能,すなわち受益権の譲渡が 禁止され,受益者の債権者による差押えや強制執行が禁止される。このた め,特別支援信託においても,浪費者条項のような特別の定めがなくとも, 信託の目的から自動的に浪費者信託と同様の法的効果(機能)が生ずるもの と考える。

以下では,特別支援信託の特徴的機能を有する三つの信託,すなわち浪費 者信託,生活維持信託,および裁量信託について,それぞれの概要および機 能について,詳細に検討する。

#### 2 浪費者信託——受益者財産との倒産隔離機能

(1) 浪費者信託の意義

特別支援信託は、心身障害者に対する医療および健康扶助サービス、なら びにこれらに関連するサービスなどの提供により、心身障害者の生活の質 の維持を目的とした信託であることから、その信託財産を、受益者の浪費 や受益者の債権者から財産を保全する機能(受益者財産との倒産隔離機能)が必 要となる。この機能は、浪費者信託が有するものである。そこで、以下で は、浪費者信託の議論を通じ、受益者財産との倒産隔離機能について考察す る。

浪費者信託は、① 受益者自身による受益権の処分の禁止または制限,お よび ② 受益者の債権者による受益権に対する差押えおよび強制執行を禁止 または制限する旨の規定が設けられた信託である<sup>111)</sup>。すなわち,受益者に よる自発的な受益権の譲渡の禁止(受益権の任意的な処分の禁止),ならびに受 益者の債権者による受益権の差押えおよび強制執行の禁止(受益権の強制的な 処分の禁止)の二つの内容の規定が設けられた信託である。なお,信託財産 が受益者に交付された後であれば,受益者は,その交付相当額を譲渡するこ とができるし,また受益者の債権者は,その交付相当額に対し差押え,また は強制執行することができる。

このように、受益権の任意的および強制的な処分を、直接、禁止または制限する条項を浪費者条項(spendthrift provision)という。つまり、浪費者条項を 有した信託が浪費者信託である。浪費者条項は、受益者の愚行、無能力、ま たは災難から、受益者を保護するために信託を設定するという委託者の意 思・目的の帰結である<sup>112)</sup>。しかし、信託目的によって明らかにされた委託者 の意思・目的の帰結からというより、むしろ法律の効果によって受益権の移 転が制限される信託も浪費者信託に含まれるとする見解もある<sup>113)</sup>。この見 解によれば、生活維持信託も浪費者信託に含まれるといえる。少なくとも、 このような効果を生じさせる原因は、受益者が浪費者であるか否かとは無関 係である<sup>114)</sup>。

同様の効果は、間接的にも、生じさせることができる。すなわち、譲渡し ようとした場合または受益者の債権者が受益権を差押えようとした場合、 信託収益に対する権利を受益者から剝奪することによっても<sup>115)</sup>、達成する ことができる。このような条項を権利喪失条項(forfeiture clause)という。

#### (2) 浪費者信託の有効性

浪費者信託の有効性について,アメリカの各州法で,統一されたものはない<sup>116)</sup>。しかしながら,アメリカのすべての州において,少なくとも浪費者信 託が有効であることは,確立している<sup>117)</sup>。

浪費者信託を有効と考える有力な見解は、信託を設定する委託者の権利に は、第三者の信託財産の処分権を制限する権限が含まれ、委託者が、受益権 の譲渡を禁止し、かつ受益者の債権者による受益権の差押えを禁止する意思 であれば、裁判所は、この委託者の意思を実現する必要があることに、その 根拠を求めている<sup>118)</sup>。さらに、委託者が財産を贈与する意思のない限り、 受益者は、決して、信託財産上のすべての権利を取得することはなく、また 委託者が債権者の利益のために信託を設定しているのではないから、債権者 に対し損害を与えるものではないとする見解もある<sup>119)</sup>。

浪費者信託の有効性を認めた最初の裁判例は、「この信託の設定者は、自 身の財産の絶対的所有者 (absolute owner) である。彼は、兄弟への無条件贈与 (absolute gift) によってか、または法に矛盾せず、彼が適切だと考える制限を 付された贈与によってか、いずれかの方法によって、それを処分する完全な 権利を有する。遺言における彼の明確な意思は、兄弟に、以後生ずる信託収 益を受け取る絶対的な権利を、譲渡権限付で与えるのではなく、信託収益を 半年ごとに受け取り、かつ支払われた信託収益が兄弟の絶対的財産 (absolute property) となる権利のみを与えることにある。彼の意思は、公序に反しな い限り、実現されるべきである。……私たちの制度では、債権者は、法律に よって除外されていない限り,債務者のすべての財産を取ることができる。 しかし,債権者は,信託の委託者が信託した財産にまで,その範囲を拡張す ることはできない。……債務者の債務の弁済のために,債務者の財産を充当 するという公序は,受益者の債務に対し,委託者の財産を充当することでは ない。……」と判示し,委託者の意思は実現されるべきであり,その意思 は,債務者(受益者)の債務の弁済に債務者の財産を充当されるという公序 に反しないとして,浪費者信託は有効であるとした<sup>120)</sup>。

この裁判例は、① 委託者の意思は実現されるべきであること、② 財産の 所有者は完全なる処分権限を有すること、という二つの原則を根拠に、財産 の所有者である委託者は、財産の処分に際して、所有者として好きなように 条件を付すことを認めたことになる。ただし、そこには当然、財産法や公序 という制限が存在することになり、特に「公序」をどのように考えるかが問 題となる。

(3) 浪費者信託のもとで差押えおよび執行可能な債権

しかしながら, 浪費者信託では, 次の場合, 受益者の債権者は, 浪費者信 託の信託財産に対し, 差押えおよび執行が可能である。

第1に、自益の生活維持信託の場合、受益者の債権者は、信託財産に対 し、執行可能である<sup>121)</sup>。この点については、三の2の「(5)自益浪費者信託 (self-settled spendthrift trust)の有効性」で詳細に論ずる。第2に、受益者の配 偶者や子供が生活維持のために支出をした場合や、受益者の配偶者が生活費 を負担した場合、それらの費用償還請求を信託財産に対し行うことは認めら れる<sup>122)</sup>。この配偶者等の権利は、公序を理由とするものである<sup>123)</sup>。第3に、 受益者の生活維持に必要な物品やサービスの提供など、すなわち信託の目的 を達成するのに必要となる物品やサービスを提供した者は、その代金(費用) の範囲内で、信託財産に対し、その費用を請求することが認められる<sup>124)</sup>。こ れは、これらの請求を認めなければ、受益者の生活維持に必要な物品やサー ビスを得ることができなくなるからである<sup>125)</sup>。すなわち、信託の目的を達 成できなくなるからである。第4に、受益権の取得や保全のために有益な物 品やサービスを提供した者は、その代金(費用)の範囲内で、信託財産に対 し、その費用を請求することが認められる<sup>126)</sup>。これらの請求が認められなけ れば、受益者に不当な利益が残存するからである<sup>127)</sup>。第5に、連邦政府や州 政府の受益者に対する債権については、信託の管理に伴って生じたものであ るか否かにかかわらず<sup>128)</sup>、信託財産に対し請求することが認められる<sup>129)</sup>。

(4) イギリスにおける浪費者信託の有効性

イギリスでは、受益権の任意的および強制的な処分を禁止または制限する 条項,すなわち浪費者条項を有した信託の設定が禁止されている<sup>130)</sup>。そこで, 消費者条項と同様の効果を有する条項を有した保護信託 (protective trust)<sup>131)</sup> が利用されている。アメリカでは,このような条項を有し,財産を保全する 信託を保護信託と総称することがある。

保護信託は,解除条件付確定的権利 (terminable vested interest)<sup>132)</sup>を利用し た信託で,受益者が受益権を譲渡しようとした場合や,受益者の債権者が受 益権を差押えようとした場合,信託財産を受け取る権利(受益権)を終了さ せて,譲渡や差押えを阻止する信託である。すなわち,権利喪失条項を有す る信託である。なお,受益者の受益権が消滅した後,保護信託は,その受益 者以外の者を受益者とする,裁量信託となる<sup>133)</sup>。保護信託は,浪費者や心 身障害者の支援のために,受益権化した財産を第三者から保護する目的で, 利用されている<sup>134)</sup>。利用目的の点では,浪費者信託の共通している。

このように、イギリスにおいて、浪費者信託が許容されないにもかかわら ず、保護信託が許容されるのは、次の理由からである。イギリスでは、浪費 者信託の受益権は、指定された条件が成就することによって、受益権自体の 期限の到達前に消滅する権利、すなわち解除条件 (condition subsequent)<sup>135)</sup>が 付された権利と理解され<sup>136)</sup>、保護信託の受益権は、受益権自体が性質とし て期限がある権利、すなわち解除条件付権利 (determinable interest)<sup>137)</sup>である と理解されているからである<sup>138)</sup>。 コモン・ローでは、解除条件が付された権利を設定することと、解除条件 付権利を設定することでは、その取扱いが異なると考えられている<sup>139)</sup>。この 二つの条件の付し方の重要な相違点の一つは、権利に解除条件を付すこと は、権利の剝奪という効果を生じさせることから、解除条件付権利を設定す ること以上に、厳格に取り扱われるということである<sup>140)</sup>。浪費者信託を無 効とするイギリスの判例<sup>141)</sup>は、このコモン・ローの原則を信託法にも適用し たものである<sup>142)</sup>。

(5) 自益浪費者信託 (self-settled spendthrift trust) の有効性

伝統的な浪費者信託は、受益者以外の第三者の財産を信託して設定される<sup>143)</sup>。すなわち、他益信託である。他方、財産拠出者を受益者とする浪費 者信託は、自益の浪費者信託(以下「自益浪費者信託」という。これに対し、他益 の浪費者信託を「他益浪費者信託」という)である。また、自益浪費者信託は、資 産保全信託(asset-protection trusts)ともいわれる<sup>144)</sup>。

ここでの「自益」は、財産拠出者自らが受益者となる信託以外にも、自ら の利益のために、財産を拠出して設定される信託を含む概念である<sup>145)</sup>。こ れは、我が国の「自益信託」より広い概念であって、① 信託自体が財産拠 出者の生活維持のために設定されている場合、② 財産拠出者が受益者とな る場合、③ 財産拠出者が撤回権を留保している場合<sup>146)</sup>など、財産拠出者が 事実上信託財産を支配している場合、および④ 財産拠出者が一般受益者指 名権を保持または留保している場合、が含まれる<sup>147)</sup>。

他益浪費者信託の浪費者条項は一般的に有効とされているのに対し,自益 浪費者信託の浪費者条項は,多くの州において,当該信託の設定時点に存 在する債権者およびそれ以降の債権者に対し,「公序」を理由に無効とされ る<sup>148)</sup>。なお,委託者が債権者を害する意図をもって,浪費者信託を設定し た場合,その設定行為が詐害的譲渡(fraudulent conveyance)と認定され,委 託者の債権者は,その信託設定行為の否認を主張できることはいうまでもな い<sup>149)</sup>。しかしながら,アメリカでは,委託者が債権者を詐害する意図を有 していない場合であっても、自益浪費者信託の浪費者条項は、無効とされる<sup>150)</sup>。

無効とされる理由の「公序」の内容は、明らかではない。しかし、何人 も、債権者が取得できない財産から利益を得たり、またはその財産を支配し たりすることはできないことが公序であるとする見解や<sup>151)</sup>、1487年に成立 したイングランド法<sup>152)</sup>を根拠に、財産の所有者が債権者による執行不能な 権利をその財産に創設することはできないことが公序であるとする見解<sup>153)</sup> などがある。また、債権者から隔離されるにもかかわらず、収益を享受でき る財産の創設を許すことは、不公正であるとする指摘もある<sup>154)</sup>。

自益浪費者信託が無効であるという法理は、保護信託にも適用され、自ら を受益者とする保護信託の設定も、禁止されている<sup>155)</sup>。すなわち、このよ うな信託の設定は、少なくとも受益者の債権者に対し無効となる。

なお、連邦倒産法は、実体法において有効な制限のみ、連邦倒産法におい ても有効であるとしている<sup>156)</sup>。したがって、自益浪費者信託の浪費者条項 やそれに類する制限は、連邦倒産法のもとでは、執行不能となる。

(6) 自益浪費者信託の有効性を容認する動き

アメリカおよびイギリスでは自益浪費者信託の有効性が否定されていた が、1980年代には、イギリス国内で非居住者向けの信託業務が拡大し、イ ングランド法を母法とするカリブ海諸国を中心とした法域(以下「オフショア 法域」という)で、自益浪費者信託またはそれに類似した信託を許容する動き が広がった<sup>157)</sup>。

オフショア法域は、これまでもイギリス、オーストラリアおよびニュー ジーランドの居住者の租税回避地であって、いくつかの点で魅力的な信託制 度を提供していた。ただし、アメリカの居住者にとって、オフショア法域の 税法上の利点は、1976 年税制改革法 (Tax Reform Act of 1976)<sup>158)</sup>の制定によ り、消滅している<sup>159)</sup>。

しかしながら、オフショア法域の金融機関は、伝統的な銀行業務の匿名 86

信託の利用方法の再考

性・守秘性を堅持していることから,オフショア法域で設定された信託(以下「オフショア信託」という)は、アメリカの居住者にとって,なお魅力的で あった。すなわち、アメリカの会計監査人はこれらの法域にある銀行とその 顧客との間の関係を捕捉することができないことから、オフショア信託は、 アメリカの納税義務を事実上回避する魅力的な手段として、利用されるよう になっていた<sup>160)</sup>。その後、1980年の中頃から、オフショア法域のいくつか の国は、税務当局を避ける仕組みではなく、債権者から財産を隔離する仕組 みに信託を利用することを確立していった。その一つがクック諸島の1984 年に立法された国際信託法(International Trusts Act)(以下「1984年国際信託法」 という)である。

1984 年国際信託法は、クック諸島の居住者を受益者とする信託にではな く、非居住者を受益者とする信託(国際信託[international trust])<sup>161)</sup>にのみ適用 される信託法である<sup>162)</sup>。この信託法は、次の四つの特徴をもち、委託者の 債権者から財産を保護する手段を提供するものであった。なお、多くのオフ ショアの法域においても、程度の差はあれ、これらの四つの特徴をもった内 容を含んだ立法を行っている。

第1に、自益浪費者信託を許容していることである<sup>163)</sup>。第2に、委託者 が信託の撤回権を留保していても、委託者が受益者であっても、信託の効力 は否定されず、委託者の債権者から信託財産が保護されることである<sup>164)</sup>。 第3に、クック諸島の法制度は、詐害的移転の禁止を含む<sup>165)</sup>、イングランド 法を基礎としているにもかかわらず、委託者の債権者が、信託の設定によっ て債権者を詐害する委託者の意図を立証したとしても、債権者が請求したと きに委託者が支払不能である場合を除き、委託者の債権者から信託財産が保 護されることである<sup>166)</sup>。加えて、信託の設定が詐害的であった場合であっ ても、債権者が信託設定の時から1年以内に訴訟を提起しなければ、信託設 定は詐害的取引ではないとみなされる<sup>167)</sup>。つまり、委託者が自益信託を設 定した場合、1984 年国際信託法のもとでは、事実上、債権者はその自益信 託の設定を無効とすることはできない。最後に、1984 年国際信託法は、信

87

託に対する判決の執行を認めていないことである<sup>168)</sup>。

このようなオフショア法域における信託法制の改革に対抗して、1997年、 アラスカ州とデラウエア州は、自益浪費者信託を禁止する原則を変更し、自 州の居住者が自己の利益のために浪費者信託を設定することによって、自己 の財産を債権者から隔離することを許容する立法を行った<sup>169)</sup>。

まずアラスカ州は, 浪費者条項の有効性を認め<sup>170)</sup>, かつ自益浪費者信託 の設定を許容する立法<sup>171)</sup>を行った。この立法によって, 浪費者条項によっ て, 信託設定時およびそれ以降に生ずる委託者の債権者から信託財産が隔離 されることが明らかにされた<sup>172)</sup>。ただし, アラスカ州法は, 浪費者条項が常 に有効であるとしているわけではない。① 信託設定が詐害的である場合, ② 委託者が, 相手方<sup>173)</sup>の同意を得ることなく, 信託を撤回または終了でき る場合, ③ 信託元本または信託収益の全部または一部を委託者に交付する ことが要件とされている場合, ④ 委託者が, 信託設定時において, 子の扶 養判決または命令に基づく支払義務を 30 日以上履行していない場合, 浪費 者条項は無効となる<sup>174)</sup>。すなわち, アラスカ州法は, 自益信託であっても, 信託設定が詐害行為と認められず, かつ受託者が信託財産の交付に関する絶 対的な裁量権限を有する撤回不能裁量信託であれば, 浪費者条項の有効性が 認められる旨の立法を行ったのである<sup>175)</sup>。

アラスカ州において自益浪費者信託の有効性を許容する立法がなされてい るときに、デラウエア州でも、自益浪費者信託の有効性を許容する立法がな されていた<sup>176)</sup>。デラウエア州においても、この立法によって、アラスカ州 法と同様に、自益撤回不能裁量信託であれば<sup>177)</sup>、信託の設定が詐害的であ る場合を除き、浪費者条項の有効性が明らかになった<sup>178)</sup>。なお、デラウエ ア州法は、アラスカ州法と異なり、信託への移転が詐害的であることが証明 された場合(現実詐害 [actual fraud])だけではなく、対価が不当である移転の 場合(擬制詐害 [constructive fraud])も、信託設定行為は無効となる<sup>179</sup>)。

同様の立法は、2014年までに、16の州で行われた<sup>180)</sup>。なお、これらの州 の立法においても、アラスカ州やデラウエア州と同様に、浪費者信託が撤回 不能信託 (irrevocable trust) であることを自益浪費者信託の有効性の要件とす るのが、一般的である<sup>181)</sup>。

3 生活維持信託──受託者裁量機能,受益者財産との倒産隔離機能

#### (1) 生活維持信託の意義

特別支援信託は、受益者となる心身障害者に対する医療および健康扶助 サービス,ならびにこれらに関連するサービス等の提供により,心身障害者 の生活の質の維持を目的とした信託であることから,信託財産からこれらの サービスを購入するために必要とされる資金が遅滞なく給付される機能が必 要となる。信託財産がこの目的以外の目的に使用されないことも,また重要 である。前者は,特別支援信託の「財産管理機能」であり,当初委託者の意 思を長期にわたり,継続的に実現する点で,「意思凍結機能」,「受託者裁量 機能」であり,後者は,特別支援信託の「受益者財産との倒産隔離機能」と いえる。なお,社会保険局は,受託者財産との倒産隔離機能を明確化するた め,特別支援信託の信託条項に消費者条項が含まれることを求めていること は,すでに述べたとおりである。

一方,生活維持信託は,受託者が信託収益,信託元本またはその双方から,受益者に教育を施し,またはその生活を維持するために必要な金銭の充 当,支払を行うことのできる信託である<sup>182)</sup>。生活を維持するために必要な 額とは,受益者に最低限の生活ではなく,その経済的・社会的地位に応じた 生活を保障する額と解されている<sup>183)</sup>。信託証書に定められた目的を達成す るため,受託者の裁量のもと,信託財産が給付される点において,特別支援 信託と生活維持信託は,極めて類似した機能を有する。

また,生活維持信託の受託者は,その信託の目的を達成するため,すなわ ち受益者の生活維持の費用に充当するためにのみ,信託財産を使用する義務 を負うことから,受益者は受益権を譲渡する権限をもたず<sup>184)</sup>,受益者の債 権者は受益権や信託財産を取得しまたは処分することができないことが,生 活維持信託の機能として必要となる<sup>185)</sup>。この点で、特別支援信託と生活維持信託は、同一の機能を有する。

以下では,特別支援信託の機能のうち,生活維持信託の議論を通じ,受託 者裁量機能,受益者財産との倒産隔離機能の二つの機能について考察する。

(2) 受託者裁量機能と裁量権行使に対する裁判所の審査

生活維持信託は、信託財産の交付における受託者の裁量権の広狭によっ て、裁量型生活維持信託 (discretionary support trust) と強制型生活維持信託 (mandatory support trust) との二つのタイプに分けられる。

裁量型生活維持信託は、信託財産の交付について受託者に裁量権が付与 されている生活維持信託である。例えば、「受益者の健康、教育、支援およ び扶助のため」<sup>186)</sup>など、指定された基準に従い、信託財産を交付する信託で ある。つまり、裁量型生活維持信託は、典型的な裁量信託と異なり、信託財 産の交付を決定する際の基準が定められているところに、その特色がある。 そして、その基準は、その経済的・社会的地位に応じた生活を保障する額で ある。

他方,強制型生活維持信託は,信託証書において,受益者が信託財産の 元本または収益を受け取る時期,金額が規定されている信託である。一般 的に,この定めは,日常的に受益者が受け取っている金額を基準に設定さ れる。

いずれの生活維持信託においても、受託者は、信託の目的を達成するため に、信託財産を交付する義務を有する<sup>187)</sup>。ただし、裁量型生活維持信託の 場合、指定された信託財産の交付基準が曖昧または不完全なことから、受託 者に対して、一定の裁量権が与えられていると考えられている。受託者に対 し信託財産の交付に関する裁量権が与えられていることを鑑みれば、裁量型 生活維持信託は、極めて裁量信託に類似した法的性質を有する信託といえ る。心身障害者の生活の質を維持するためのサービスの購入に必要となる資 金を給付することを目的とする特別支援信託も、同様に、裁量信託に類似し た法的性質を有する信託といえる。

このため、生活維持信託については、裁判所の審査の及ぶ範囲も、裁量信 託と同様、限界がある。この点については、三の「4 裁量信託――受託者裁 量機能」で詳細に論ずる。

(3) 受益者財産との倒産隔離機能

他益の生活維持信託では、受益者の債権者は、信託財産が受益者に交付される前、信託財産に対する差押え、および強制執行することができない<sup>188)</sup>。 また、受益者は、この信託の目的の達成に必要である場合を除き、信託の受益権を譲渡することもできない<sup>189)</sup>。これらの法的効果は、浪費者信託と同じである。

このような法的効果は、生活維持信託が、委託者によって指定された信託 目的、すなわち受益者の生活維持のため、信託財産を交付する義務を受託者 に課し<sup>190)</sup>、受益者に権利を与えているから生ずるものである<sup>191)</sup>。つまり、 浪費者信託では、浪費者条項という契約の定めによって、このような法的効 果が生ずるのに対し、生活維持信託では、信託に定められた目的、すなわち 受益者の生活を維持するという目的の達成に必要なものとして、このような 法的効果が生ずるのである。特別支援信託も、信託目的の効果として、浪費 者信託の有する受益者財産との倒産隔離の効果が生ずるものと考える。

この点に関し,連邦倒産法<sup>192)</sup>は、① 社会保障給付制度,失業補償制度, もしくは地方政府の公的支援給付制度,② 心身障害者給付制度,医療給付 制度,もしくは失業給付制度,または③ 債務者もしくは債務者の扶養者の 生活維持に必要な範囲内での,生活費,生活維持費,もしくは別居扶養料, の受領権については,州法に別段の定めのない限り,連邦倒産法を適用せ ず,債権者の執行を認めないことを明らかにしている。

なお, 浪費者信託での差押えおよび執行可能債権と同種の債権を有する生 活維持信託の受益者の債権者は, 生活維持信託の信託財産に対し, 執行可能 である。

91

#### 4 裁量信託——受託者裁量機能

(1) 裁量信託の意義とその分類

裁量信託は,信託財産の管理・処分や受益者への信託財産の交付に関し, 受託者に大幅な裁量を与えている信託である<sup>193)</sup>。裁量信託のうち,受託者 に対し,いつどのような交付を行うかについて,完全な裁量権が与えられて いる信託を純粋裁量信託という。すなわち,委託者が,受託者に対し,信託 財産の元本または収益の交付に関し,「唯一 (sole),絶対的 (absolute),かつ 制御されない (uncontrolled) 裁量権」を与えた信託である<sup>194)</sup>。純粋裁量信託 では,受託者は,信託財産の交付に関し,交付の有無,ならびに交付の時期 および額を決定する完全なる裁量権を有しているので,受益者は,信託財産 の交付を請求する権利を有しない。したがって,受益者の債権者も,信託財 産に対し,執行することができないとされる<sup>195)</sup>。

委託者は、「健全な裁量 (sound discretion)」、「受託者が適切であると考え る (as the trustee deems appropriate)」または単に「受託者の思慮分別 (trustee's discretion)」などの表現によって、この受託者の裁量権に対し、事実上ほと んど自由度を与えないこともできる<sup>196)</sup>。このように、委託者が、基準やガ イドラインの設定を含め、受託者の裁量権に対して制限を加えた信託も裁量 信託の一種であるとされる<sup>197)</sup>。今日では、受託者の裁量権に制限を加える ことが一般的である<sup>198)</sup>。

受託者の裁量権に一定の制限が加えられた裁量信託のうち,特に,受託者 の裁量権に対し,「受益者の健康,教育,支援および扶助という基準」を課 した信託が,生活維持信託である。ただし,この生活維持信託の裁量権行使 の基準である「受益者の健康,教育,支援および扶助という基準」は,極め て曖昧な表現,基準のため,このような裁量権行使の基準が設定された生活 維持信託においても,受託者に一定の範囲での裁量権が与えられることが必 要であるとされる。特に,このような極めて曖昧な表現の基準をもった生活 維持信託が,裁量型生活維持信託である199。

第3次信託法リステートメント (Restatement (Third) of Trusts) と統一信託 法 (Uniform Trust Code) は,裁量信託と生活維持信託の違いを除去し,生活 支援の基準をもった裁量信託として,生活維持信託を捉えている<sup>200)</sup>。

なお、委託者の債権者から財産を隔離する目的をもって、自己を受益者と する裁量信託を設定することはできない<sup>201)</sup>。

(2) 受託者の裁量権に対する裁判所の審査の範囲

裁量信託では、受託者が裁量権を濫用しない限り、裁判所は、受託者に対 し、裁量権の行使を命令したり、差止めたり、または、受託者の裁量権行使 の結果、成立した取引を無効としたり、その責任を追及したりすることはで きない<sup>202)</sup>。すなわち、裁量信託の受益者は、信託財産の交付請求権を有し ていない。

しかしながら,裁判所が信託財産の所有者である受託者の裁量権行使に何 ら関与できないとすれば,信託は,委託者の要望を示したものでしかなく, 委託者が信託に託した意図を実現することが困難となる。そこで,裁判所 は,裁量信託であっても,受託者が裁量権を濫用した場合に限り,受託者の 裁量権行使について,審査の対象とすることを認めている<sup>203)</sup>。具体的に は,受託者の裁量権に対する裁判所の審査の範囲・基準は,大きく二つに分 かれる。

第1に,裁判所は,「合理性基準 (reasonableness standard)」を適用して,受 託者の裁量権行使を審査することがある。これは,基準またはガイドライン などによって,受託者の裁量権に一定の制限が加えられた裁量信託に対し, 適用される審査基準である。この場合,受託者の裁量権行使または不行使が 合理的であったかについて,綿密に審査される<sup>204)</sup>。

第2に、裁判所は、「恣意性基準 (arbitrary and capricious standard)」を適用 して、受託者の裁量権行使を審査することがある。これは、純粋裁量信託に 対して適用される審査基準である<sup>205)</sup>。具体的には、受益者は、受託者が信 託の目的を無視し,恣意的に裁量権を行使または不行使していないか否かに ついて,裁判所の審査を受けることができる<sup>206)</sup>。ここでの「恣意的」と は,悪意,または裁量権の与えられた目的,すなわち信託の目的を達成する 以外の目的,または動機によって,裁量権が行使される場合をいう<sup>207)</sup>。

注

- 109) Rosenberg, *supra* note 1, at 106.
- 110) Program Operations Manual System (POMS), SI 01120.200 D.1.a, b.

111) Restatement (Third) of Trusts § 58 cmt. a (2003).

Erwin N. Griswold, Spendthrift Trusts § 1, at 3 (1936). 浪費者信託の有効性を認め たリーディング・ケースは, Broadway National Bank v. Adams, 133 Mass. 170 (1882) である。

なお, 浪費者信託ではないが, 受益権を譲渡しようとした場合や, 破産等により 自ら信託収益を受け取れないような場合, 受益者への信託収益の給付を停止する定 めのある信託を有効とした判例として, Nichols v. Eaton, 91 U.S. 716 (1875) があ る。

浪費者信託の受益者の債権者の権利を制限する法として, Cal. Prob. Code §§ 15302, 15306.5, 15307 (2016); Conn. Gen. Stat. § 52-321, Mont. Code Ann. § 72-38-501 がある。

- 112) 3 Scott, *supra* note 49, § 15.2, at 899.
- 113) Lawrence M. Friedman, The Dynastic Trust, 73 Yale L.J. 547, 572 (1964).
- 114) Restatement (Second) of Trusts § 157 cmt. a (1959).
- このような信託を権利喪失条項付信託という。保護信託 (protective trust) が、その一類型である。
- 116) 統一信託法は, 浪費者条項の有効性を認めている(Unif. Trust Code § 502 [2015])。 なお, 浪費者信託の有効性に関する先行研究には, 佐藤仁「浪費者信託の有効性」 信託 124 号 89 頁(1980 年)。
- Bogert, supra note 9, § 222, at 393.
   各州の制定法については, id. § 222, at 420.
- 118) Id. § 222, at 395 (3<sup>rd</sup> ed. 2007).
- 119) David B. Young, The Pro Tanto Invalidity of Protective Trusts: Partial Self-Settlement and Beneficiary Control, 78 Marq. L. Rev. 807, 810 (1995).
- 120) Broadway National Bank v. Adams, 133 Mass. 170, 173–174 (1882). なお、1875 年の Nichols v. Eaton, 91 U.S. 716 (1875) は、権利喪失条項の有効性 を認める判決であったが、その傍論で、ミラー裁判官は、浪費者条項の有効性を認

容している。

- 121) Restatement (Second) of Trusts § 156 cmt. d (1959).
- 122) Id. §157(a).
- 123) Id. § 157 cmt. b.
- 124) Id. § 157(b) (1959).
- 125) Id. § 157 cmt. b.
- 126) Id. §157(c).
- 127) Id. § 157 cmt. d.
- 128) Id. § 157 cmt. e.
- 129) Id. §157(d).
- David Hayton, Paul Matthews & Charles Mitchell, Underhill and Hayton Law of Trusts and Trustees 293 (8<sup>th</sup> ed. 2010).

Brandon v. Robinson (1811) 18 Ves 429 が, そのリーディング・ケースである。

- 131) 保護信託に関する邦文の文献には、島田真琴「イギリスにおける信託制度の機能 と活用」慶應ロー7号 231 頁(2007年)がある。
- 132) "Vested interested"とは、停止条件が付されておらず、権利者が特定しているな どにより、その権利が現在確定している将来権(future interest)をいう。信託の場 合、現実に受益することが確実な受益権のこととなる(Lynton Tucker, Nicholas Le Poidevin & James Brightwell, Lewin on Trusts 24 [19<sup>th</sup> ed. 2014])。
- 133) Id. at 230.
- 134) Ibid.
- 135) 具体的には, "but if", "on condition that", and "provided that" などの用語によっ て設定される権利であるとされる (Geraint Thomas & Alastair Hudson, The Law of Trust 232 [2<sup>nd</sup> ed. 2010])。
- 136) Brandon v. Rovinson (1811) 18 Ves 429.
- 137) 具体的には、"until"、"during"、and "as long as" などの用語によって設定される権 利であるとされる(Thomas & Hudson, *supra* note 135, at 232 [2<sup>nd</sup> ed. 2010])。
- 138) Rochford v Hackman (1852) 9 Hare 475.
- 139) Thomas & Hudson, supra note 135, at 232.
- 140) Ibid.
- 141) Brandon v. Rovinson (1811) 18 Ves 429.
- 142) Gregory S. Alexander, *The Dead Hand and the Law of Trusts in the Nineteenth Century*, 37 Stan. L. Rev. 1189, 1199 (1985).
- 143) Resenberg, supra note 1, at 106; Restatement (Second) Trust § 156(2) (1959).
- 144) Amy Lynn Wagenfeld, Law for Sale: Alaska and Delaware Compete for the Asset Protection Trust Market and Wealth that Follows, 32 Vand. J. Transat'l L. 831, 838

(1999).

なお,邦文の文献には,矢向孝子「Asset Protection Trust」『外から見た信託法』 35頁(財団法人トラスト 60, 2010 年)がある。

- 145) Resenberg, supra note 1, at 107 n.89.
- 146) Unif. Trust Code § 505(a)(1)(2015)は、撤回可能信託の場合、浪費者条項の有 無にかかわらず、委託者の債権者は、信託財産に対し差押え、強制執行できるとす る。
- 147) Elena Marty-Nelson, Offshore Asset Protection Trusts: Having Your Cake and Eating It Too, 47 Rutgers L. Rev. 11, 31 (1994).
- 148) Erwin N. Greiswold, Spendthrift Trusts Created in Whole or in Part for the Benefit of the Settlor, 44 Harv. L. Rev. 203 (1930); Friedman, supra note 113, at 581. Restatement (Third) Trust §58(2) (2003).
  関連する判例および州法については, Bogert, supra note 9, §223, at 467 (3<sup>rd</sup> ed. 2007) を参照。また,一部の州では, 浪費者条項を含まない自益信託も無効とされる (e.g., Kan. Stat. Ann. §33-101 [2016])。
- 149) Griswold, supra note 148, at 203.
- 150) Restatement (Second) of Trusts § 156 cmt. a (1959).
- 151) 3 Scott, supra note 49, § 15.4, at 953; Wagenfeld, supra note 144, at 833.
- 152) その法は,自ら利用するために信託される動産の贈与捺印証書は,無効であると 規定していた(7 Hen. 7, ch. 4 [1487] [Eng.])。この規定は,その後,アメリカの多 くの州で採用されている。
- 153) 3 Scott, *supra* note 49, § 15.4, at 954–955.
- 154) Wagenfeld, supra note 144, at 846.
- 155) Restatement (Third) of Trusts § 57 (2003).
- 156) 11 USCS § 541(c) (2) (2016).
- 157) オフショアでの資産保護信託の発展に関する邦文の文献には、奥平旋「オフショ ア信託におけるプロテクター (Protector)の発展と現状」早誌 61 巻 1 号 62 頁 (2010 年)。
- 158) Pub L. No. 94-455, § 1013(a), 90 Stat. 1614 (1976).
- 159) アメリカの歳入庁は、アメリカの居住者によって設定されたアメリカ国外の信託の資産を、所得税の対象として、取り扱うと規定している(I.R.C. §679 [2016])。
- 160) Douglas J. Workman, *The Use of Offshore Tax Havens for the Purpose of Criminally Evading Income Taxes*, 73 J. Crim. L. & Criminology 675, 681–86 (1982).
- 161) International Trusts Act § 2(1) "international trust"(b) (1984). なお、「国際信託」となるには、1984 年国際信託法の規定に従い、登録される必要がある (*id.* §§ 2(1) "international trust"(b), 15)。

- 162) Id. §5(1).
- 163) Id. §13F.
- 164) Id. § 13C.
- 165) Fraudulent Conveyances Act 1571 (13 Eliz 1, c 5).
- 166) International Trusts Act § 13B (1984).
- 167) *Id.* §13B(3)(b).
- 168) Id. §13D.
- 169) Alaska Stat. § 34.40.110(b) (2) (2015); Del. Code Ann. Tit. 12, §§ 3570-76 (2016).
- 170) Alaska Stat. § 34.40.110(a) (2015).
- 171) *Id.* § 34.40.110(a).
- 172) *Id.* § 34.40.110(b).
- 173) 信託の事実上の受益権,すなわち委託者が撤回権または終了権を行使することに よって,不利益を被る権利を保有する者をいう(*id.* § 34.40.110(b)(2)).
- 174) *Id.* § 34.40.110(b)(1)–(4).
- 175) 自益の裁量信託であれば、受益者である委託者は、信託財産の交付を請求できない。したがって、②の要件を充足する。
   Stewart E. Sterk, Asset Protection Trusts: Trust Laws Race to the Bottom, 85 Cornell
  - L. Rev. 1035, 1052–53 (2000).
- 176) Del. Code Ann. Tit. 12, §§ 3570-76 (2016).
- 177) Id. Tit. 12, § 3570(11)b.
- 178) Id. Tit. 12, §§ 3570(11)c, 3572.
- 179) Id. Tit. 6, §§ 1304(a)(1)–(2); Alaska Stat. §§ 34.40.010, 090 (2016).
- 180) David G. Shaftel, A Comparison of the Domestic Asset Protection Trust Statutes, American College of Trust and Estate Counsel (Apr. 2014), http://www.actec.org/ assets/1/6/Shaftel-Comparison-of-the-Domestic-Asset-Protection-Trust-Statutes.pdf #search=%27A+Comparison+of+the+Various+State+Domestic+Asset+Protection+ Trust+Statutes%27 (last visted Sept. 6, 2016).
- 181) Ibid.
- 182) Restatement (Second) of Trusts § 154 (1959).
- 183) Bogert, supra note 9, § 229, at 590.

「受託者は、受益者の年齢,社会的地位、および心身の状態に従い、受益者の支援に 対し、信託財産の収益を支弁する義務を有する(in accordance with her age, her station in life and her physical and mental condition)」と判示する判決がある(Kuykendall v. Proctor, 155 S.E. 2d 293, 301 [1967])。

- 184) In re Keeler's Estate, 3 A.2d 413 (1939).
- 185) 連邦倒産法は、債務者である受益者の生活維持または扶養のために合理的に必要

と思われる範囲内で,離婚扶養料,生活維持費用,別居扶養料を受け取る権利を倒産 法の適用除外債権として,認めている(11 U.S.C. §§ 522(b)(1),(d)(10)(D)[2016])。 これらの規定は,信託の設定行為にも適用される(Bogert, *supra* note 9, § 229, at 592)。

- 186) State v. Jackson, 822 P.2d 1033, 1036 (1991).
- 187) Rosenberg, supra note 1, at 108; Bogert, supra note 9, § 229, at 584.
- 188) Restatement (Second) of Trusts § 154 (1959); Bogert, supra note 9, § 229, at 591.
- 189) Restatement (Second) of Trusts §154 (1959); Bogert, supra note 9, §229, at 584.
- 190) Young, supra note 119, at 808.
- 191) 受益者は、信託の目的を達成するために必要であれば、その範囲内で、受託者に対し、信託財産の交付を請求することができる(Restatement (Second) of Trusts § 154 cmt. b [1959]; Bogert, *supra* note 9, § 229, at 584)。
- 192) 11 U.S.C. § 522(d) (10) (2016).
- 193) Bogert, *supra* note 9, § 228, at 562.
- 194) Id. § 228, at 563.
- 195) Resenberg, *supra* note 1, at 108.
- 196) Bogert, *supra* note 9, § 228, at 563.
- 197) Restatement (Third) of Trusts § 50 gen'l cmt. a (2003).
- 198) Bogert, *supra* note 9, § 228, at 563 (3<sup>rd</sup> ed. 2007).
- 199) Evelyn Ginsberg Abravanel, *Discretionary Support Trusts*, 68 Iowa L. Rev. 273, 278 (1983); Bogert, *supra* note 9, § 228, at 566.
- 200) Restatement (Third) of Trusts §§ 50, 60 Rptr's Notes to cmt. a (2003); Unif. Trust Code § 504 (2015).
- 201) Gerorge T. Bogert, Trusts 156 (6th ed. 1987).
- 202) Restatement (Second) of Trusts §§ 187, 187 cmt. b (2012); Restatement (Third) of Trusts § 50 (2003).
  - なお,四宮・前揭注 25) 209 頁。
- 203) E.g., Conlin v. Murdock, 43 A.2d 218 (Ch. 1945); Rowe v. Rowe, 347 P.2d 968 (1959).
- 204) Resenberg, *supra* note 1, at 111; Restatement (Second) of Trusts §§ 187, 187 cmt.b (2012); Restatement (Third) of Trusts § 50 cmt. b (2003).
- 205) Resenberg, *supra* note 1, at 111.
- 206) Ibid. Bogert, supra note 9, § 228, at 564.
- 207) Restatement (Third) of Trusts § 50 cmt. b (2003).

# 四 民事の領域で信託の利用を広める場合に おける日本法の問題点の考察

#### 1 民事の領域で要求される重要な機能

今後利用の拡大が見込まれる民事の領域で信託を利用する場合に重要とな る機能は、次の二つである。今後、信託制度がより利用されるためには、こ れらの機能について、再考することが必要となる。

第1に、委託者の意思、または設定した目的(信託目的)に従い、財産を 管理または承継させるため、財産を委託者、受託者および受益者から隔離す ることが重要となる。商事の領域の信託の場合、当初の財産の所有者(いわ ゆるオリジネーター)からの隔離や信託財産の管理および運用を行う受託者か らの隔離が議論の中心となり、その利用者(受益者)からの隔離はあまり問 題とならなかった<sup>208)</sup>。

しかしながら、民事の領域の信託,特に福祉型信託の場合には,委託者の 意思は,財産を指定した者に承継することであったり,指定した者の生活維 持であったりすることから,受益者以外の第三者が信託財産自身またはそこ からの収益を享受することは望ましいことではない。そこで,受益者財産と の倒産隔離機能が,福祉型信託の場合,重要となる。

第2に、受託者の裁量機能が重要となる。すなわち、福祉型信託の場合に は、長期にわたって存続し、かつ委託者が不在となることが想定されるこ と、経済状況、ならびに受益者およびそれらを取り巻く人々の生活環境が変 化することなどから、財産の管理または財産もしくは収益の交付について、 柔軟、かつ機動的に対応できることが重要となる。信託は、受託者に広範な 裁量権を与えることによって、委託者の意図、目的を柔軟に実現できるとい う特色をもっている。ところが、信託法は受託者に対し広範な裁量権を与え ることが可能な体系を取っているにもかかわらず、信託業法による業者規 制,監督当局の監督・指導,リスクを避ける傾向のある信託実務のため,委 託者をはじめとした受託者以外の第三者からの「指図」の存在を前提に,意 図的に,受託者の裁量権を制限した信託の引受けに傾斜している。福祉型信 託をはじめとした民事の領域での信託の利用を広げていくためには,受託者 に対して広範な裁量権を与えることが重要となる<sup>209)</sup>。

### 2 受益者財産との倒産隔離――浪費者条項の有効性

アメリカでは、委託者の意思または信託の目的を達成するために受益権を 受益者財産と隔離することが必要な場合があることから、受益権を受益者財 産から隔離する機能をもった信託の設定を認めている。すなわち、(1)譲渡 が禁止されること(受益権の譲渡性の否定)、(2)相続財産に含まれないこと (受益権の相続性の否定)、(3)差押えを含め受益者の債権者からの取立て、執 行が禁止されること(受益権の差押適格性の否定)、という三つの機能をもった 浪費者信託という仕組みが認められている。

我が国では,譲渡性を,私人間の合意や契約によって否定する財産権を創 設することについては,柔軟である。しかしながら,私人間の合意や契約で 一般債権者のための責任を排除することは認められないことを理由に<sup>210)</sup>,差 押適格性を否定する財産権を創設することについて,非常に消極的である。

ただし、差押適格性の否定される財産を創設することがまったく認められ ないわけではなく、民事執行法<sup>211)</sup>などの法令上の差押え禁止のない権利そ の他の財産権であっても、譲渡ができず、または他人が代わって行使できな い権利その他の財産権は、換価性がないことを理由に、差押え対象の財産権 とはならないとされる<sup>212)</sup>。帰属上または行使上の一身専属権、他人が給付 を受けるのでは債権の目的を達成し得ない債権、特定の者との間で他の債務 と決済することを要する債権などが、例として、挙げられる<sup>213)</sup>。なお、相続 に関しては、被相続人の一身に専属したものは、相続性が否定される<sup>214)</sup>。こ のような財産権に関する譲渡性、質入性、および差押適格性の考え方をもと に、以下では、受益権のこれらの問題について検討を行う。

まず、受益権の譲渡性について、信託法は、受益権の性質が譲渡を許さな いものであるときは受益権の譲渡性を否定し<sup>215)</sup>、かつ信託行為によって譲 渡禁止の特約も認めていること<sup>216)</sup>から、私人間の合意や契約によって、譲 渡性のない受益権を創設することが認められることに疑いはない<sup>217)</sup>。また、 受益権の譲渡が禁止される場合、一般的に質入れも当然に禁止される<sup>218)</sup>。

次に受益権の相続性について,信託法は,受益者指定権および受益者変更 権を創設し,受益者が死亡した場合において,新たな受益者を選定すること を認めていることや<sup>219)</sup>,一身専属的な財産は相続対象から除かれること<sup>220)</sup> から,相続性のない受益権を創設することが認められることも問題はな い<sup>221)</sup>。受益者が死亡した場合,特別障害者扶養信託は終了し,残余財産は, 受益者の相続人または受遺者に帰属するが,信託設定時に帰属権利者とし て,ボランティア・障害者団体や社会福祉施設などを指定しておくと,残余 財産を寄付し,他の障害者のために活用できるとされている<sup>222)</sup>。

なお、一般的に、質権と異なり、譲渡が禁止されていたとしても、相続や 差押えなどは可能と解されている<sup>223)</sup>。四宮和夫教授は、信託の受益権につ いて、「譲渡が禁止されても、一般的には、相続や差押は可能と解すべきで ある」とする。その理由として、同教授は、「非譲渡性はかならずしも一身 専属性を意味せず、また、正当な理由なしに財産の差押適格性を奪うこと は、第三者(債権者)を害し、公序良俗に反する行為(民 90 条)といわね ばならない」と述べている<sup>224)</sup>。したがって、問題となるのは、差押適格性 を奪うことである<sup>225)</sup>。

最後に,信託の受益権の差押適格性については,信託の受益権が信託財産 にかかる給付請求権(債権)<sup>226)</sup>をその主要な構成要素とする財産権と理解さ れていることから<sup>227)</sup>,差押えなどは可能であると考えられている<sup>228)</sup>。差押 適格性を否定した受益権を創設することについては,それが可能とされるな らば,受益者の債権者である第三者の権利が侵害され,公序良俗に反するこ とを理由に,差押適格性を否定した受益権を創設することは,民事執行法<sup>229)</sup> など,法律によって政策的に認められない限り,無効とするのが通説である<sup>230)</sup>。例えば,特別障害者扶養信託の受益権は,民事執行法152条1項1 号の債権で,差押適格性が否定されると考えられている。

ただし,新井誠教授は,特別障害者扶養信託の受益権であっても,無条件 に受益権の差押適格性が否定されるのではなく,信託の目的に由来する制限 があるとする。すなわち,十分な資力を有する受益者の受益権の差押えを排 除する理由はなく,必要以上に受益者を保護すれば,債権者を害すると指摘 する。したがって,莫大な財産を有する者が特別障害者扶養信託の受益者に なることもありうることから,特別障害者扶養信託の受益権であることを理 由に,無条件に,特別障害者扶養信託の受益権の差押適格性を否定する必要 はないとする<sup>231)</sup>。

これらの通説に対し、四宮教授は、民事執行法などの法律に明文規定があ る場合のほか、「『権利の移転が権利の存立と相容れない』場合」には、差押 えの禁止が認められるとする<sup>232</sup>)。同教授は、「権利の移転が権利の存立と相 容れない」場合として、「無償行為に基づく権利で、しかも、権利付与者に より移転が禁止されている受益権」、「無償行為によって与えられた権利で、 しかも、その権利の内容が権利主体の変更と相容れないものである受益権」 の二つの類型を挙げている<sup>233)</sup>。前者の代表例は浪費者信託であり、後者の 代表例は生活維持信託(扶養信託)、裁量信託である。同教授の説では、特別 障害者扶養信託の受益権の差押適格性は、無償に基づく権利で、しかもその 権利の内容が権利主体の変更と相容れない受益権であることを理由に、否定 されることになる<sup>234)</sup>。

佐藤仁氏は、「差押え禁止特約が公序良俗に反し無効であるとする法理は、 専ら受益権の差押禁止が受益権の債権者を害するという点にある」と指摘 し、これを前提に、「浪費者信託における受益権の内容は、単に利殖を目的 とする一般の信託受益権とその性質を著しく異にするものである」ことを理 由に、「信託設定が債権者を害する意図から出たもの」を除き、「受益者の範 囲や受益の限度において一定の制限のもとで設定されたもの」であれば、受 益権の差押禁止条項を有効と認めてもよいという<sup>235)</sup>。

四宮説,佐藤説,いずれも,信託の目的,受益者の債権者保護の必要性, という二つの要素を考慮し,受益権の差押適格性を否定することを認めるか 否かを判断するというものである。ただし,佐藤氏は,公序良俗を理由に, 「受益者が経済的強者であり,その債権者が経済的弱者である場合,経済的 強者が弱者を搾取することを防止するために,差押えを許してもいいのでは ないか」という,「公序良俗」による制限を加えている<sup>236)</sup>。

通説と四宮説・佐藤説とでは、次のように受益権の差押適格性の範囲が相 違することとなる。まず、通説に従えば、差押え禁止の範囲は、民事執行法 152条の定める範囲に限定され、それ以上の範囲まで差押え禁止の範囲とす るならば、同法 153条で対処することになる。他方、四宮説・佐藤説であれ ば、原則として、受益権のすべてが差押え禁止の対象となる。

また,能見善久教授は,座談会での議論の中で,差押え禁止の有効性について,「いろいろな信託があり,信託によって違ってくる」と指摘している。そのうえで,単純な金銭信託であれば,「差押え,換価処分を認めても問題なく,取得者が受益者になる」ことを肯定し,すなわち差押え禁止を否定し,「特定の受益者扶養のための信託のように性質上受益者の変更ができないものがあり,両者の中間に,受益者が変更されても信託目的に反するほどではないが,受託者あるいは複数の受益者がいる場合に他の受益者からすると,受益者の交代は好ましくない」とする場合とに分類し,後者の場合,特に差押えの可否が問題になるという<sup>237)</sup>。このことから,同教授は,明確な立場を明らかにしているわけではないが,「特定の受益者扶養のための信託」の場合には,差押え禁止が認められる場合があると考えられているのではないかと推察する。

これらの見解およびアメリカでの浪費者条項の有効性の議論を踏まえ,受益権の差押適格性を否定した受益権を創設できるか,以下において,私見を 述べる。

他益信託であって、かつ信託目的(委託者の意思)が福祉目的(弱者救済)で

103

あれば、信託は、受益者の債権者に利益を与えることではなく、委託者の意 図を実現させるための制度であり、また信託財産そのものを受益者に完全に 帰属させるものでもないことから、差押え禁止を認めても、決して受益者の 債権者の権利を害することにはならない。このような信託の受益権であれ ば、差押適格性を否定しても、公序良俗に反することはない。信託目的で限 定をしたのは、受益権に対し差押えを禁止した場合、だれからも差押えを受 けることのない財産権を創設することになるため、一定の政策的制限が必要 になると考えたからである。ただし、信託の目的について、受益者の個別事 情まで考慮する必要はなく、信託の目的が福祉目的(利殖目的ではない)であ りさえすれば、差押適格性を否定することを認めてもよいのではなかろう か。したがって、結論としては、特別障害者扶養信託の差押適格性は否定さ れるべきである。

### 3 受託者の信託財産交付に関する裁量権

我が国の信託法では,裁量信託が認められるか,認められるとした場合, 裁判所がどの範囲まで受託者の判断に関与できるのか,受益者がその行使を 請求することができるのか,が問題となる。

裁量信託は、それを想定した規定が信託法にないことから、その有効性に ついて疑問もある。しかしながら、同法には信託行為の内容を制限する規定 がないこと、同法は受益権の内容の骨格部分を「信託行為に基づいて受託者 が受益者に対し負う債務」と定めるにすぎず、その債務の内容・性質・制限 について、詳細な定めを置いていないこと<sup>238)</sup>から、裁量信託は有効と考え られる<sup>239)</sup>。

裁量信託における受託者の交付権限の行使に関する裁判所の関与につい て,改正前の信託法(大正11年法律第62号)(以下「改正前信託法」という)のも とではあるが,能見教授は,「裁量権が与えられた範囲内では,受託者の各種 の義務が働かないか,制限を受けることになる」が,「現実の給付の有無・そ の可能性にかかわらず,信託監督的機能は行使できる」と指摘している<sup>240)</sup>。 この指摘に沿って考えれば,受託者の義務は制限されるが,受益者の受託者 に対する監督的機能は制限されるわけではないので,裁判所の関与に一定の 限界はあるが,決して,裁判所の関与が否定されるわけではない。

四宮教授は、「委託者が、ある行為をなすべきか否かの決定を受託者の裁 量に任せた場合には、受託者がその裁量によってどちらかに判断・決定した 以上、裁判所の命令によってもこれを阻止することができず、その行為をし なかったことによって原則として義務違反を生じない」と、裁判所の関与に は一定の限界があることを指摘し<sup>241)</sup>、「ただし、なんらの決定も行わない か、または不誠実に決定したときは、権限の濫用として裁判所の処分(〔改正 前信託法〕41条)の事由となりうる」(〔〕内引用者)とする<sup>242)</sup>。この同教授の説 は、アメリカの裁量信託における裁判所の審査に適用される「恣意性基準」 と同じ考え方である。

私は、この問題について、次のように考える。

裁量信託の受託者は、授与された交付権限および裁量権の行使について、 権限授与者(委託者)やその行使によって利益を受ける者(受益者)の最善の 利益のため、これらの権限を行使する義務を負うと考える<sup>243)</sup>。具体的には、 (1)権限が授与された目的の範囲内で権限行使する義務、(2)権限が授与さ れた目的において正当化されない目的または意図をもって権限を行使しない 義務、(3)誠実に、または適切に権限を行使する義務、(4)権限または裁量 権を行使すべきか、時あるごとに検討する義務、(5)能動的な裁量権の行使 義務、(6)第三者の指図(支配)による権限行使の禁止義務、(7)裁量権の 拘束禁止義務、(8)置かれた状況のもと、適切な権限行使となるよう価値の ある検討をする義務、(9)受益者または受益者となりうる者を公平に取り扱 う義務、(10)信託の受益者(潜在的受益者を含む)の最善の利益のため、権限 を行使する義務、(11)不合理な権限行使を行わない義務、などの義務を、 受託者は、交付権限および裁量権の行使について負う<sup>244)</sup>。すなわち、裁量 信託の受託者は交付権限の行使が強制されない場合であっても、受託者は授 与された権限を濫用しない義務((1),(2),(3),(9),(10),(11)),および真摯 に,授与された権限および裁量権を行使すべきか否か,適宜検討する義務 ((4),(5),(6),(7),(8))を負っている<sup>245)</sup>。

以上を踏まえれば,裁量信託の場合,何人も,交付権限を行使するか否か, または交付権限の行使時期もしくは行使方法について裁量権をもっている受 託者から,これらの裁量権をむやみに剝奪することはできないという原則が ある。この原則が根拠となり,受益者を含めて何人も,受託者に対し,交付 権限または裁量権を行使すべきことを命令することはできないと考える。

だからといって,裁判所は,受託者の権限行使に無関心であり,受益者の 救済に何ら関与できないということではなく,理論的には,受託者が単に手 をこまねいて何もせずに,権限および裁量権の行使を怠ったとき,裁判所 は,受託者に対し,権限を行使すべきか否か検討することを命ずることがで きると考える。しかしながら,改正前信託法 40 条 2 項のような裁判所の関与 が廃止された現行信託法のもとでは<sup>246)</sup>,受託者に不作為の行為を強制させ ることはできなくなった<sup>247)</sup>。また,現実的にも,受託者が権限行使すべきか 否かを検討することを強制させることが可能かを見極めることは,難しい。

したがって,現行信託法のもとでは,信託行為によって受託者に信託財産 の交付の決定について裁量権を与えた場合,受託者が与えられた裁量の範囲 内で信託財産の交付を決定したならば,受益者はこれに対し何ら異議を申立 てることはできない。ただし,何らの決定も行わない場合,または不誠実に 決定した場合には,受託者のその行為(不作為を含む)は,権利の濫用とな り,受託者の善管注意義務違反となる<sup>248)</sup>。

このような場合であっても、改正前信託法のもとであれば、裁判所の監督 権の定めがあることから<sup>249)</sup>、裁判所の処分対象となり、受益者に対し、必 要な信託財産の交付をすべきか否かの検討を行うことを命ずるなど、必要な 処分を行うことになる。このような裁判所の監督が廃止された現行信託法の もとでは、具体的な受益債権となっていない段階では、裁判所に対し受託者 の解任を申立て、解任し、新たな受託者の選任を行い<sup>250)</sup>、新たに選任され

信託の利用方法の再考

た受託者が信託財産の交付を行う方法,またはより直接的に,受託者の債務 不履行または不法行為を根拠に,妥当と思われる交付金額相当額について, 受託者に対し,損害賠償を請求するか,いずれかの方法により<sup>251)</sup>,受益者 を救済することになろう。

注

- 208) 星治氏は、「信託の財産を守る機能を活用することにより、社会が抱える課題を体 系的、効率的に軽減することができれば、日本は世界に先駆けて、高齢化社会での 新たな経済社会のモデルを構築することが可能と信ずる」と、信託の「財産を守る 機能」の重要性を指摘している(星治「未来の信託――高齢者の財産を守る観点か ら――」信託 267 号 48 頁[2016 年])。
- 209) 新井教授も同旨の指摘をされている(新井・前掲注 19) 95 頁)。
- 210) 中野貞一郎 = 下村正明『民事執行法』 673 頁(青林書院, 2016年)。
- 211) 民事執行法 152 条。
- 212) 中野ほか・前掲注 210) 673 頁。
- 213) 同上。
- 214) 民法 896条但書。
   例えば、生活保護法に基づく保護受給権がある(最大判昭 42・5・24 民集 21 巻 5 号 1043 百)。
- 215) 信託法 93 条1項但書。 なお、質権についても同様の規定がある(信託 96 条1項但書)。
- 216) 信託法 93 条 2 項。 なお, 質権についても同様の規定がある(信託 96 条 2 項)。
- 217) 債権の譲渡性を規定する民法 466 条も,信託法 93 条と同様の内容を規定している。 なお,質権の設定を禁止できるかについても,信託法が譲渡と同様の規定を設け ていることから,これが可能であることも疑いはないと考える(信託 96 条)。
- 218) 民法 343 条。この点については,佐藤・前掲注 116) 99 頁参照。
  - なお,この場合,善意の第三者には,対抗できない(民法 466 条 2 項但書,大判 大 13·6·1 民集 3 巻 272 頁)。
- 219) 寺本昌広『新しい信託法〔補訂版〕』256頁(商事法務,2008年)。 なお,四宮・前揭注25)328頁。
- 220) 民法 896 条但書。
- 221) 四宮・前掲注 25) 328 頁。
- 222) 三菱 UFJ 信託銀行編・前掲注 23) 713 頁。
- 223) 民法は,被相続人の一身に専属したもの以外,被相続人の財産に属した一切の権

利義務を承継するとする(民法 896 条)。また,譲渡禁止の特約は,任意の譲渡を制 限しうるのみであって,債権の差押性まで奪うものではないとするのが通説,判例 である(於保不二雄『債権総論〔新版〕』305 頁〔有斐閣, 1972 年〕)。

- 224) 四宮・前掲注 25) 330 頁。
- 225) 差押え禁止に関する先行研究として、商事信託法研究会報告(平成 25 年)「信託 受益権を巡る民事執行法・破産法上の諸問題」信託 260 号 4 頁(2014 年)がある。
- 226) 信託法は、この信託財産にかかる給付請求権を、受益債権と定義している(信託 2条7項)。
- 227) 信託法2条7項。

なお、立案担当者の解説では、受益権の譲渡とは別に受益債権の譲渡が可能とさ れる。また、受益債権のみの差押えも可能とする。ただし、受益債権の存しない受 益権は存在し得ないと考えられるから、受益債権の全部を譲渡することはできない とする(村松秀樹はか『概説 新信託法』225頁〔金融財政事情研究会、2008年〕)。 ここでいう受益債権がどのようなものであるかは定かではないが、おそらく具体的 な請求権となった債権を意味するものと考える(なお、将来債権としての受益債権 という概念もありうる)。

- 228) 四宮·前揭注 25) 323 頁。
- 229) 民事執行法 152条。
- 230) 入江真太郎「浪費者信託」法曹界雑誌 17巻1号77頁(1939年),沢野三郎「米 国に於ける浪費者信託に就て(3)」信託と証券2巻2号24頁(1929年),中央信託 銀行信託研究会「信託受益権と強制執行(上)」金法1256号8頁(1990年),新井・ 前揭注19)351頁。
- 231) 新井・前掲注 19) 504 頁。
- 232) 四宮・前揭注 25) 332 頁。
- 233) 同上。
- 234) 四宮·前揭注 25) 334 頁。
- 235) 佐藤·前掲注 116) 99 頁。
- 236) 同上。
- 237) 能見善久=道垣内弘人編『信託法セミナー3』122頁〔能見発言〕(有斐閣, 2015 年)。
- 238) 株式会社の場合,株式の権利として、剰余金配当請求権(会社453条)がある。 この剰余金配当請求権は、具体的な金銭支払請求権ではなく,株式に不可分に包含 されている抽象的な権利と解されている(北沢正啓『会社法〔第3版〕』552頁〔青 林書院,1993年〕)。信託の受益債権も,信託財産の交付に関する具体的な定め(金 額または算定式,および時期)がなく,かつ受託者が信託事務で信託財産の交付を 決定していない場合,具体的な金銭支払債務ではなく,抽象的な権利と解すべきと

考える。

239) 植田淳「わが国における裁量信託と指名権付き信託の活用」信託192号30頁(1997年)。

能見教授は、改正前の信託法のもとではあるが、受益者に対してする給付の内容・ 額の裁量権を受託者に与えることができるとする(能見・前揭注 27)242 頁)。また、 新井教授は、「信託法が受託者規制法としての性格をもっているのも、そもそもの信 託が受託者に広範な裁量権を認める『裁量型』であり、その広範な裁量権の裏面と して生じうる受託者の権限濫用を防止するために、受託者を規制する各種のルール を信託法上に規律せざるを得ないという事実を、背景としている」と指摘し、「残念 ながら、わが国の信託実務の過半は、受託者の裁量範囲が狭く、委託者の指図権が 広い『非裁量型』の信託で占められてきた」が、本来であれば、「受託者が幅広い裁 量権をもつ形態の方が、むしろ常態というべき」という(新井・前揭注 19)95 頁)。

- 240) 能見·前揭注 27) 242-243 頁。
- 241) 四宮·前掲注 25) 210 頁。
- 242) 四宮・前掲注 25) 211 頁注(9)。
- 243) 信託法 29条, 30条。
- 244) 佐藤勤「指図権者等が関与する信託における受託者等の権限および義務」南山 38 巻 2 号 35 頁(2014 年)。
- 245) 第2次リステートメント187条は,権限の濫用を妨げる場合に限り,裁判所が受託 者の裁量権行使に対し,命令を発することができると規定する。ここでの「権限の 濫用」について,同条のコメントは,権限の行使または不行使に関して,「不誠実な (dishonestly)」行為,「不誠実な動機ではないが,不適切な (with an improper even though not a dishonest motive)」行為,「自ら判断しない (fails to use his judgment)」こと,もしくは「合理的な判断ではない (beyond the bounds of a reasonable judgment)」行為が,「裁量権の濫用」であると定義している (Restatement (Second) Trusts §187 cmt. e [2012])。

この二つの義務に違反する行為は、すべて第2次リステートメント187条の「権限の濫用」となり、裁判所が受託者の裁量権行使に関与できることになる。

246) 立案担当者の解説では、統一信託法 201条は、「裁判所の継続的な監督には服さず、 裁判所は、具体的な問題が生じた場合において、利害関係人の請求等があってはじ めて信託の管理に介入することができる」と定め、利害関係人の請求等をもって、裁 判所が関与していることから、職権をもって裁判所が関与できる改正前信託法 41条 2項を削除し、「公益を確保するため信託の存立を許すことができないと認められる」 場合など、裁判所が関与すべきと考えられる場合に限定し、個々具体的に規定を整 備したとする(寺本・前掲注 219) 29 頁、村松ほか・前掲注 227) 402 頁)。

しかしながら、統一信託法 201 条のような一般的な裁判所の関与規定が欠落し、

その結果,受託者が権利の濫用により,必要な信託事務が行われない場合における 受益者の救済方法が限定されることになった。

- 247) 受託者の不作為に対する受益者の救済策については,改正前信託法に関する文献 ではあるが,四宮・前揭注 25) 259 頁参照。
- 248) 信託法 29条。
- 249) 改正前信託法 41 条は、営業信託以外の受託者の信託事務を裁判所の監督のもとに 置いていた。これは、信託の名をかたって高利貸的な業務を行っていた悪質な会社 が存したことなどから、信託制度への信頼が欠けていたという改正前信託法制定当 時の社会的事情を背景とするものとされる。

しかしながら,現行信託法の制定当時には,信託が幅広く利用されるようにな り,改正前信託法制定当時とは異なり信託制度に対する社会的認知度は高まり,状 況に大きな変化が生じていること,および裁判所が信託設定の事実を知るための制 度的手当てもされていないので,裁判所が職権で監督を行うことは事実上困難なこ とから,同条は削除された(法務省民事局参事官室「信託法改正要綱試案 補足説 明」第7 [2005 年])。

- 250) 受託者がその任務に違反して信託財産に著しく損害を与えたことその他重大な事 由があるときに限り、裁判所は、受託者を解任することができる(信託 58 条 4 項、 62 条 1 項・2 項)。
- 251) 受託者の不法行為を理由とする受託者の債務は信託財産責任負担債務となり、受 託者は、自己の財産および信託財産をもって履行する責任を負う(信託 21 条 1 項 8 号)。また、受益債務の債務不履行を理由とする受託者の損害賠償債務は受益債務 (信託財産限定責任負担債務)とされ、信託財産のみをもって、その履行責任を負う (信託 100 条、村松ほか・前揭注 227)230 頁注(3)。仮に債務不履行について、受託 者に過失があれば、信託財産から支払った損害賠償金相当額について、受託者は損 失補てん責任を負う(信託 40 条、村松ほか・同上)。

## 五 結びに代えて

信託法は、2006年に改正され、早くも 10年を過ぎた。改正当時までは、 信託銀行を中心とする法人受託者が主として商事の領域で信託を受託し、そ の範囲内で信託法の解釈および運用が行われ、信託が発展していた。そのた め、信託は利殖・投資の仕組み・手段であり、信託の受益権は投資の対価を 受け取るための金銭債権(指名債権<sup>252)</sup>)であることを前提に、信託制度の設 計がなされ、立法がなされているように感じざるを得ない。例えば、受益権の譲渡性(同法93条)、および譲渡の対抗要件の規定(同法94条)は、民法の 指名債権譲渡の規定と同じである<sup>253)</sup>。

このため,現行信託法のもとでは,受益権の内容および性質について,極 めて狭い解釈がなされているようにも思われる。これに対し,アメリカでは, 受託者の裁量性,受益権の差押適格性など,受益権の内容は,時代や社会の ニーズに応えるために,任意に設計可能であり,かつ多様である。このこと が,信託の発展,信託の利用の拡大の一因となっている。

樋口範雄教授は、「受益権の内容をいかなるものにするかは、委託者の意思による。したがって、委託者の意思次第で、さまざまな内容の受益権を設定することが可能になる」と、アメリカの信託法の特徴を述べ<sup>254)</sup>、「信託の利用が拡大するようであれば(あるいは拡大を意図するのであれば)、この点が十分に注目に値する」と指摘している<sup>255)</sup>。傾聴すべき指摘である。

我が国においても、この10年の間に、少子高齢化によって、社会状況が大 きく変貌し、信託に期待されることも大きく変化してきている。このため、従 来の解釈および運用では対応できない状況にもなってきている。今後更なる 信託の発展を期待するのであれば、より柔軟に信託法を解釈することや、従 来の信託の概念にとらわれることなく、信託の基礎的理論を探求することな どが望まれる。私としても、本稿が、信託制度が、今後訪れるであろう高齢化 社会に対応し、より信託が進化、発展するための一助となれば幸いである。

注

- 252) 立案担当者は、受益権の譲渡を、契約上の地位の譲渡と考えている(寺本・前掲注 219) 269 頁)。
- 253) 民法468条1項と異なり,信託法95条は、受益権の譲渡を契約上の地位の譲渡と 捉えているため、異議をとどめない承諾に抗弁切断の効力を与えていない(寺本・ 前掲注219)269頁)。
- 254) 樋口範雄『アメリカ信託法ノート(I)』140頁(弘文堂, 2000年)。
- 255) 同上174頁。

【付記】 本研究は, JSPS 科研費 26380154 の助成を受けたものである。